

川棚町地域防災計画書

平成30年6月（修正）

川棚町防災会議

目 次

第1章 総則

第 1 節 目 的	1
第 2 節 災害の特性	1
第 3 節 防災に関し関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱	2

第2章 災害予防計画

第 1 節 水害予防に関する計画	4
第 2 節 風害予防に関する計画	6
第 3 節 高潮、津波災害予防に関する計画	6
第 4 節 地すべり、山崩れ災害予防に関する計画	6
第 5 節 火災予防計画	1 1
第 6 節 災害通信整備に関する計画	1 2
第 7 節 資材器材等の整備に関する計画	1 2
第 8 節 訓練に関する計画	1 2
第 9 節 防災知識の普及に関する計画	1 3
第10 節 避難のための備え	1 3
第11 節 自主防災組織の育成計画	1 3
第12 節 避難行動要支援者の避難に関する計画	1 4
第13 節 災害復旧・復興への備え	1 6

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 組織計画	1 8
第 2 節 動員計画	2 2
第 3 節 通信情報計画	2 3
第 4 節 災害広報計画	3 4
第 5 節 避難計画	3 4
第 6 節 食糧供給計画	3 8
第 7 節 衣料、生活必需品その他物資供給計画	3 8
第 8 節 給水計画	3 9
第 9 節 下水道施設災害応急対策計画	4 0
第10 節 応急仮設住宅建設及び住宅の応急修理計画	4 0
第11 節 医療及び助産計画	4 1
第12 節 死体捜索及び埋葬計画	4 3
第13 節 防疫計画	4 3
第14 節 清掃計画	4 3
第15 節 障害物の除去計画	4 4
第16 節 在港船舶対策計画	4 4
第17 節 輸送計画	4 4
第18 節 交通応急対策計画	4 5
第19 節 労務供給計画	4 7
第20 節 文教対策計画	4 7
第21 節 災害応急融資計画	4 8
第22 節 公安警備計画	4 8
第23 節 水防計画	4 9
第24 節 消防計画	6 5
第25 節 自衛隊派遣要請計画	6 5
第26 節 応援協力計画	6 6

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	公共土木施設災害復旧計画	6 7
第 2 節	農林水産業施設災害復旧計画	6 8
第 3 節	都市災害復旧計画	6 8
第 4 節	公営住宅災害復旧計画	6 8
第 5 節	災害普及資金融資計画	6 8
第 6 節	上水道災害復旧計画	6 8
第 7 節	下水道災害復旧計画	6 8

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、川棚町の地域の災害対策に関し、次の事項について総合的かつ計画的な防災の推進を図り、防災の万全を期することを目的とする。

1. 川棚町の地域に係る防災に関し、関係諸機関が処理すべき事項
2. 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練、その他災害予防に関する計画
3. 災害に関する予報又は警報の伝達、情報の収集、組織動員、救助、水防その他災害応急対策に関する事項
4. 住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため当町が行う事項
5. 災害の復旧に関する計画
6. その他必要な事項

第2節 災害の特性

1. 川棚町の地勢及び風土

本町は東に海拔608mのしゅん険な虚空蔵山を主峰とする山岳地帯と、西に白岳に連なる丘陵地帯が広がり、その間に平野部をもつ温暖地帯である。

虚空蔵山を源とする石木川は、県下第4位の延長をもつ川棚川と合流して町の中央部を貫流し、大村湾にそそぎ水量豊富である。その他成宇津川、野口川、後田川等があるが、いずれも水源から河口までの距離が短く、集中豪雨による連続豪雨が激しいときは、予想外にはん濫することがある。

地質は、川棚川を境に東部地方は輝石安山岩で、一部玄武岩があり、西部地方は丘陵地帯で玄武岩が主であるが、一部に石英粗面岩が噴出して奇岩や海蝕景がみられる。

2. 気 象

本町の気候は、一般に温暖で雨量も相当多く、町の東部は山間の気象現象があり、中央部は海の影響をうけて低地の気象現象が見られる。

なお、過去10年間の気象状況は次のとおりであるが、平成2年7月2日には時間雨量97ミリの豪雨を記録し、大きな被害を受けた。

また、平成6年は年間降水量が1,045.4ミリと過去に例をみない程の少雨の年となり、農作物等に大きな被害を受けた。

年次	気象 最多風向	平均風速 S / m	降 水 量		気 温		
			総計	1日最大	最高	最低	平均
平成20	北	1.9	1,294.4	67.0	34.9	-4.1	16.1
〃 21	北	1.9	1,687.6	134.4	35.3	-2.7	16.2
〃 22	北	1.7	2,080.8	85.1	35.2	-2.8	16.4
〃 23	北	1.6	2,295.9	141.0	36.2	-3.6	15.9
〃 24	北	1.5	2,193.1	155.2	35.3	-5.1	15.9
〃 25	西	1.6	2,021.5	145.0	37.0	-3.3	16.4
〃 26	北	1.6	2,022.5	117.9	36.7	-1.9	16.9
〃 27	北	1.6	2,099.0	132.5	35.6	-4.1	17.3
〃 28	北	1.6	1,951.0	149.1	37.3	-4.4	17.5
〃 29	北	0.9	1,471.4	100.6	36.9	-3.6	16.7

3. 台 風

本町に影響を及ぼす台風のコースは、(1)九州の南西海上から本町を台風の目が通過するか、又は九州西海岸を北上し五島付近を経て対馬海峡に入る場合、(2)九州南岸に上陸し、九州を縦断、若しくは斜断する場合、(3)九州東海岸を北上する場合の3つに大別される。

(1)は最悪の状態が懸念されるコースで、本町は台風の中心に巻き込まれるか、又はその右半円の猛烈な暴風雨圏に入り、破壊的な災害が発生する。(3)は風雨ともに激しくはなく、災害も軽微なものが普通である。

第3節 防災に関し関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱

地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関し、関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱は、次のとおりとする。

1. 本町の基本業務

- (1) 川棚町防災会議及び川棚町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する教育訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被害施設の災害復旧
- (11) 被害者に対する融資等対策
- (12) 地域の関係団体、防災上必要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の調整

2. 公共団体

機関名	業務の内容
長崎県県北振興局	① 災害時における県管理の道路等の応急対策に関すること ② 海岸保全施設の被害調査及び災害復旧に関すること
長崎県東彼・北松福祉事務所	被災者の福祉行政等に関すること
長崎県県央保健所	災害時における保健衛生指導に関すること
川棚警察署	災害時における治安、交通、通信及び避難、情報等に関すること
国土交通省佐世保国道維持出張所	災害時における国管理の道路等の応急対策に関すること
川棚郵便局	① 災害時における郵便業務の確保 ② 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱並びに資金の貸出に関すること
長崎地方气象台	① 気象予警報等の発表及び伝達に関すること ② 防災気象に関する知識の普及に関すること
九州電力大村営業所	① 災害時における電力供給の確保に関すること ② 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
N T T 西日本長崎支店	非常の場合の有線及び無線による通信、連絡に関すること
日本通運佐世保支店	災害時における救助物資等の輸送の確保に関すること
長崎川棚医療センター	① 災害時における医療、救護に関すること ② 救護所を設置すること
長崎新聞東彼支局	災害状況及び災害対策に関する報道
自衛隊大村駐屯地	災害時における人命財産の救援及び応急復旧活動支援に関すること
川棚町社会福祉協議会	① 町が行う避難及び応急対策への協力 ② 被災者の保護及び救援物資の支援
東彼商工会	① 被災者への融資の斡旋に関すること ② 災害時における物資の需給調整に関すること
川棚漁業協同組合	① 被災者への融資の斡旋に関すること ② 災害時における海上輸送荷役に関すること
長崎県央農協川棚支店	① 被災者への融資の斡旋に関すること ② 生産資材及び生活資材の確保に関すること
九州農政局長崎農政事務所	災害時における主要食糧の需給に関すること
親和銀行川棚支店 十八銀行川棚支店	被災者への融資の斡旋に関すること

第2章 災害予防計画

災害予防計画は、防災関係の事業又は業務の整備を行い、災害を未然に防止し、また、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

第1節 水害予防に関する計画

水害予防対策事業は、次のとおりである。

1. 河川等の水害予防対策として、次のような工事等を適切な計画のもとに実施する。
 - (1) 河川工事、洪水はん濫等の防止のため、河川改良工事を行う。(県管理の河川については、県に施工方を要請する。)
 - (2) 都市下水路工事、市街地及び密集地区の出水を防止するため、下水路改良工事を行う。また、定期的に浚渫を行う。
 - (3) 河川流域の新規開発は、洪水の流出を量的、時間的に激勢にし、下流域の荒廃が洪水の原因となっているので、十分な治水計画のもとに実施する。
 - (4) 許可構造物の洪水に対する耐久力を検討し、必要があればその強度、根入等について、補強の措置をとる。
 - (5) 用水の取入口、排水の吐口等の扉の点検を怠らず、緊急の場合直ちに閉じられるよう処置する。
 - (6) 堤防漏水箇所は破堤の原因となる場合が多いから事前に真土の入れかえ、遮水壁等により、漏水防止工を施す。
 - (7) 砂防堰堤、溜池等については、特に漏水箇所の有無、余水いせきの能力、濫水部分の水たたきの根掘等を監視し、不良箇所は速やかに処置し、万全を期する。
 - (8) 地すべり危険箇所については、地下水位の上昇、傾斜面からの湧水の増大、濁度の増減、地割れの発生増大等を点検し、地割れ箇所の地表水の浸透防止に努め、直ちに県北振興局建設部及び県央振興局農林部に通報し、対策を講ずる。
 - (9) 長雨、異常降雨により、大きい地すべりの兆候が見られた時は、地すべり危険地域としての県の指定をうけ、家屋の移転、住民の避難等を迅速に行う。

また、気象に対する警報に留意し、降雨の状況、河川水位の上昇に留意して、溢水の危険箇所、護岸の崩壊箇所は事前に適切な水防工法を実施して、被害の防止に努める。
 - (10) 新たに亀裂発生等地すべり徴候が現れ、地すべり防止法第51条に該当すると認められる場合は、直ちに地すべり防止地域の指定申請書を県並びに国へ提出して、その指定を受ける。

2. 以上は長期に亘る根本的な予防計画であり、出水期における防災対策として、次のようなことを随時適宜且つ迅速に実施する。

- (1) 河川の堤防護岸の状況を監視し、堤防の法くずれの復旧、護岸基礎部の根掘れ箇所の根固め等、弱点箇所を補う。
- (2) 河川の水制工、床止工（又は頭首工）根固工等の不良箇所の補強。
- (3) 河川の流水を妨げる構造物の撤去、河川敷利用の不法建物の撤去。
- (4) 土石流危険流域については、豪雨時には早めに情報収集を行い、下流地区住民の安全対策をたてる。

土石流危険流域の主なものは次のとおり。

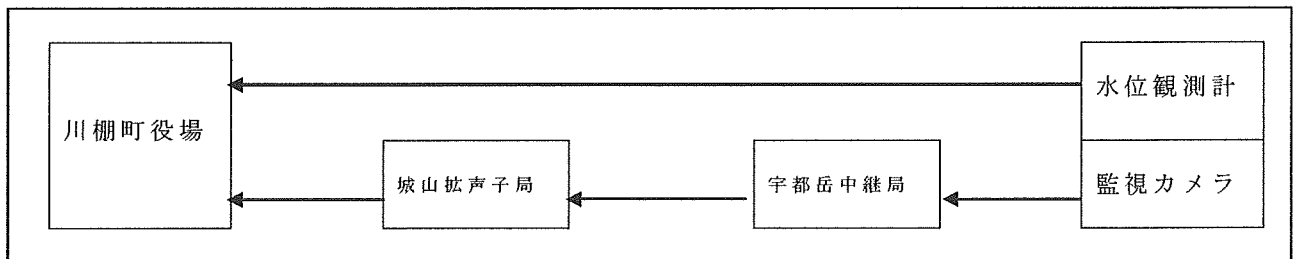
主なる用排水路の名称	所在	規格		摘要
		幅員m	長さm	
野口川	中組	5.0	3,500	戸数170戸 中学校、小学校
寺の谷	〃	3.5	200	戸数6戸 幼稚園、保育園、寺院

3. 主要溜池の管理等について

溜池等の管理者は、気象状況に留意し、水位の変動を監視し、必要に応じて貯水量の調節につとめると共に、必要に応じて防災本部に連絡するものとする。

また、奥ノ川内溜池は防災本部の監視システムにより水位の観測及び映像による監視を行い、管理者と情報を共有するものとする。

奥ノ川内監視システム



本町における溜池の管理者は次のとおりである。

溜池の名称	管理者		貯水量 (m ³)	構造			備考
	住所	氏名		型式	堤高 m	堤長 m	
新谷	新谷	川崎 隆寿	15,000	土堰堤	5.7	67.0	
長堤	小串	堀田 一徳	30,000	〃	7.9	69.3	
奥ノ川内	野口	池野 富士春	152,000	〃	16.3	85.0	
丸堤	小串	一瀬 薫	15,500	〃	6.9	65.0	
二又	中山	北村 昭彦	3,700	〃	5.5	65.0	

4. 用排水路施設等の管理について

用排水路の管理を行っている管理者は、必要に応じて担当者を設けて気象、水位に留意するとともに、適時巡視等を行い、必要に応じて防災本部に連絡しなければならない。また災害を未然に防止するため、路床の草刈り・清掃等を行うものとする。

第2節 風害予防に関する計画

夏季7、8月から9月にかけて日本に接近する台風は、一般に九州の西側海上又は、東側内陸部を通過するのが進路とみなされている。このため本町を風害から防護するための必要な事業を推進する。

1. 海岸補強工事

海岸に人家が密集し、また耕地その他公共施設があるところでは風害から守るために、比較的規模の大きい重要な海岸については、海岸法による保全地域の指定を受け、保全計画に基づき事業推進を図る。

第3節 高潮、津波災害予防に関する計画

本町の海岸線は、総延長 27,500m で、その海岸護岸は第2節の1に記したとおり、各種補助事業で逐次完備する計画をたてているが、大村湾の特殊性（平常波高が小さい又海岸線の土地の標高が低い）から高潮による被害を受けやすい。又高潮は台風時、洪水と風と同時に襲来するのが通例で、その危険個所は次のとおりである。

百津	2,000m	平島	1,000m	白石	600m
大崎	500m	小串	600m	惣津港	400m
深浦	1,300m	大藤平	600m	三越港	300m

第4節 地すべり、山崩れ災害予防に関する計画

1. 地すべり及び急傾斜地対策

本町の西部地区は、地質的に第三期層に属し、地すべりをおこしやすく、中部地区の玄武岩層地区も第三期層で浅く地質が若いため、崩壊しやすい個所が多い。これらの地域内においては、予防対策として、

- (1) 地表水の排除に努める。
- (2) 新規に地割れ、亀裂等を生じた場合は速やかに県に連絡すると共に、必要に応じ住民を避難させ、状況に応じては家屋を移転させる。
- (3) 地すべりを誘発するような法切、切取工等をさける。
- (4) 既指定地域以外に新たに地すべりの兆候が表れた場合は、調査の上、直ちに地すべり防止地域の指定申請の手続きをとり、必要に応じ防止対策工事を行う。
- (5) 急傾斜地については、人的被害を防止するため早めに避難対策をたてる。
- (6) 急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている地域。

急傾斜地崩壊危険区域の名称	告示年月日等
上組郷川良地区	昭55. 12. 2 付県告示第 934号
下組郷仏崎地区	昭55. 6. 6 付県告示第 479号
上組郷岡田地区	平 2. 1. 12 付県告示第 29号
五反田郷五反田地区	平 9. 12. 19 付県告示第1528号

(7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けている地域。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 の名称	告示年月日等
新谷郷、小串郷、三越郷、白石郷	平29.3.17付県告示第 227号
小串郷、下組郷、中組郷、上組郷、中山郷 小音琴郷、百津郷、五反田郷、猪乗川内郷 木場郷、石木郷、岩屋郷	平30.3.6付県告示第 175号

- 土砂災害の原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊 278箇所、土石流 34箇所 合計 312箇所
- 区域種別毎の箇所数
警戒区域 312箇所、特別警戒区域（警戒区域の内数）311箇所

危険箇所一覧表

番号	災害区分	位 置	現 況	予想される被害
1	河 川 (法指定)	川棚川	山道橋下流は、拡幅及び根固め改修工事又は浚渫工事を行っていますが、豪雨による増水時には堤防の決壊や水が溢れる恐れがある。	家屋450戸 耕地93ha 道路6,300m
2	〃 (指定外)	石木川	川棚川分岐から約1.5km上流は、未改修区間もあり決壊の恐れがある。 また、隣接する採石場からの土石流による埋没の恐れもある。	家屋18戸 耕地1.5ha 道路500m
3	〃 (指定外)	野口川	砂防ダムは60、61年度で堰堤の補強工事及び、4年度でたい積土砂の浚渫工事が施工されたが、上流より多量の土石流が発生した場合は下流に影響がある。	家170戸 学校2 道路800m
4	〃 (法指定)	寺の谷川	砂防ダムの増設はH18年度に完成され、下流域も改良済みであるが、下流域の流路が曲折しており、増水時には水が溢れる恐れがある。	家屋6戸 耕地0.1ha 道路 300m 寺院1 保育園1 幼稚園1
5	〃 (指定外)	成宇津都市下水路	中流部には遊水池があり、その周辺は勾配がゆるく、増水時は浸水の恐れがあり、また、下流部は満潮時に床上浸水の恐れがある。	家屋100戸 道路600m 耕地1.5ha
6	地すべり (法指定)	上組郷 (勿田地区)	S37年に指定を受け、S53、H2年度の県事業で地すべり防止工事がなされているおり、現在は小康状態を保っているが、豪雨の際は地すべり発生の恐れがある。	家屋3戸 道路 80m 耕地 0.6ha
7	〃 (法指定)	上組郷 (片平地区)	S37年7月豪雨で山の中腹で亀裂が拡大し、住家4戸の解体移転がなされ、現在は小康状態を保っているが、豪雨の際は地すべり発生の恐れがある。	家屋16戸 山林4.2ha 耕地0.6ha 道路445m
8	〃 (指定外)	中山郷 (中山地区)	地区内に亀裂が見受けられる。 豪雨の際は地すべりの恐れがある。	家屋66戸 耕地58ha

9	地すべり (指定外)	小串・新谷郷 (西小串地区)	宅地周辺に亀裂が見受けられる。豪雨の際には地すべりの恐れがある。(55年度一部災害復旧済)	家屋80戸 耕地116ha 養護学校1 養護施設2 小学校1 保育所1 道路16,000m
10	〃 (指定外)	小串郷 (小串地区)	地区内各所に亀裂が見受けられる。豪雨の際には地すべりの恐れがある。(東小串地区の一部は55、56年度災害復旧済)	家屋45戸 その他4ha 耕地11ha
11	溜池 (法指定)	小串郷 (長堤)	平成17～19年度に県営老朽溜池整備事業で改修が行われ安定しているが、決壊等が発生した場合の下流域の被害防止のため、豪雨時には監視が必要である。	家屋30戸 耕地12.0ha 宅地2.0ha 鉄道400m 道路2,000m
12	〃 (指定外)	新谷郷 (新谷)	昭和51年に提塘の老朽と漏水防止を県単水源整備事業で一部分を施工し安全を保っているが、未施工部分の提塘の老朽化が進んでおり、豪雨時には注意を要する	家屋55戸 宅地2.0ha 耕地3.0ha 鉄道300m 道路1,500m
13	〃 (指定外)	小串郷 (丸堤)	平成26～平成27年度に県営農村地域防災減災事業で改修が行われ安定しているが、異常時の下流域の被害防止のため、異常気象時には監視が必要である。	家屋30戸 耕地12.0ha 宅地2.0ha 鉄道400m 道路2,000m
14	〃 (指定外)	五反田郷 (本谷)	平成25・28年度に県営農村地域防災減災事業で堤体の改修が行われ安定しているが、異常時の下流域の被害防止のため、異常気象時には監視が必要である。	家屋10戸 耕地6.4ha 道路900m
15	〃 (指定外)	中山郷 (二又)	平成元～2年に農村基盤総合整備事業、平成28年度に県営農村地域防災減災事業で堤体の改修が行われ安定しているが、異常時の下流域の被害防止のため、異常気象時には監視が必要である。	家屋3戸 耕地7.5ha 道路1,200m
16	崩れ (指定外)	石木郷 (八幡地区)	昭和57年7月の豪雨により集落上部の溪谷が侵食され、一部小崩壊が発生し、下方の人家、道路等が危険にさらされている。	家屋10戸 道路300m 山林耕地2.1ha 集会所1
17	崩れ (法指定)	下組郷 (仏崎地区)	S55、S56年度に一部対策工事は完了しているが、豪雨の際は、背後の土砂崩れにより埋没の恐れがある。	家屋16戸 道路400m 墓地1

18	〃 (法指定)	上組郷 (川良地区)	S55～61年度で対策工事は完了しているが、住宅の背後が急傾斜地であり、豪雨の際は壊れる恐れがある。	家屋8戸
19	〃 (法指定)	上組郷 (岡田地区)	H元～5年度で対策工事は完了しているが、住宅の背後が急傾斜地であり、豪雨の際は壊れる恐れがある。	家屋14戸 道路300m
20	〃 (法指定)	五反田郷 (五反田地区)	H8～11年度で対策工事は完了しているが、住宅の背後が急傾斜地であり、豪雨の際は壊れる恐れがある。	家屋11戸 道路250m
21	〃 (指定外)	石木郷 (石木地区)	住家の背後が急傾斜のがけ地で、豪雨の際はがけ崩れにより家屋埋没の恐れがある。	家屋25戸 山林6.5ha 耕地1.16ha 学校1 道路 565m
22	〃 (法指定)	木場郷 (日向地区)	平成11～16年度まで県営事業で砂防ダムが施工されているが、上流から多量の土石流が発生した場合は下流に影響がある	家屋13戸 耕地3ha 道路500m 河川300m
23	〃 (指定外)	百津住宅地区	背後の畑、山の崩土により埋没の恐れがある。	家屋100戸 道路500m
24	〃 (指定外)	木場郷 (木場平地区)	H23～H25年度で対策工事は完了しているが、住宅背後が急傾斜のがけ地であり、豪雨時には注意を要する。	家屋6戸 道路300m
25	〃 (指定外)	木場郷 (神林地区)	H24年度で対策工事は完了しているが、地区集会所上部が急傾斜のがけ地であり、豪雨時には注意を要する。	道路150m 耕地0.2ha 集会所1
26	浸水 (指定外)	新百津・旭ヶ丘・城山・宿・平島・下百津・石木・栄町の一部で浸水地区があり、豪雨の際は床上浸水の恐れがある。		
27	採石場 (指定外)	マユミ、古賀建設、旭砕石（平成15年3月閉鎖）、長崎砕石（昭和61年4月閉鎖）		

第5節 火災予防計画

火災を未然に防止し、火災による被害の拡大防止を図るため、概ね次に掲げる事項について実施する。

1. 予防査察

- (1) 学校、病院、工場、事業所その他多数の者の出入りする防火対象物について、定期査察又は必要に応じて臨時査察を常備消防において実施する。
- (2) 消防法に定める危険物の貯蔵所、取扱所等に対しては常備消防において随時査察し、指導取締りを行う。
- (3) 個人の住家については、特定の期間を指定して消防団員による火の元点検等を実施する。
- (4) 防火対象物の防火管理者及び危険物取扱主任者有資格者の指導を強化する。

2. 警報発令中の火気の取締等

- (1) 火災警報発令中は、屋外のたき火、林野の火入れ、その他火気使用制限について取締りを強化する。
- (2) 火災警報発令条件に該当しないが、特に異常乾燥又は強風時等、気象状況が火災防止上警戒を要すると認められるときは、広報活動に努め火気取扱いについて注意を喚起するなど、出火防止を図る。

3. 消防力の強化及び施設の整備充実

- (1) 現有の消防ポンプ及び消火栓等施設の配置状況は次のとおりであるが、更に必要に応じ充実する。

区分分団	自動車ポンプ	可搬動力ポンプ	計	消火栓	防火水槽	備考
1分団	1		1	27	26	
2 "	1	2	3	5	12	
3 "		2	2	9	18	
4 "	1		1	6	4	
5 "	1		1	14	18	
6 "	1	1	2	5	27	
7 "	1	1	2	3	21	
計	6	6	12	69	126	

- (2) 水利の整備については、消防ポンプの整備に比較し、多少不十分と思われるので、水利の不足する地域の防火水槽の設置を促進するとともに、その他の地域についても勸奨整備に努める。

第6節 災害通信整備に関する計画

所管の伝達系統によって、有無線通信施設を利用して速やかに気象状況の伝達をはかるとともに、災害発生の場合は被害情報の収集及びその対策について、緊密な連絡を行う。また、公共電気通信が途絶し、またはふくそうして利用できない場合は、非常無線通信施設を利用する。

本町関係の無線は、次のとおりである。

地区 \ 区分	警察無線	役場防災非常無線	NTT無線
川棚町	1	1	1

第7節 資材器材等の整備に関する計画

応急対策器材

1. 水防法に基づく水防資材並びに器材

町の水防倉庫（山道橋右岸下流）に「備蓄確保基準」に基づく数量を常備する。

（水防計画に記載）

第8節 訓練に関する計画

訓練は、非常災害において災害関係諸機関が相互に緊密な連絡を保ちながら、迅速かつ適切な救助、救護活動、避難、水防作業又は消火作業等が円滑に行われるため、次の要領で実施する。

1. 水防訓練

水防作業は、最悪の事態に直面した暴風雨の中で昼夜を問わず行わなければならないので、次の事項について訓練するものとする。

- (1) 観測訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 動員訓練
- (4) 輸送訓練
- (5) 工法訓練
- (6) 避難訓練
- (7) その他

2. 消防訓練

毎年適切な時期を選び、団長指揮の下に非常招集、消火、救助、避難誘導訓練及び機械器具の点検整備、並びに礼式等の訓練を次の項目について行う。

- (1) 消防用機械器具操作訓練
- (2) 非常招集訓練
- (3) 人命救助訓練
- (4) 破壊消防訓練

- (5) 避難誘導訓練
- (6) ポンプ操法訓練
- (7) その他

3. 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が充分その効果をあげられるよう、平素から長崎地区非常無線通信協議会で計画する非常無線通信訓練計画に基づく訓練、並びに町消防防災無線による災害に関する情報の収集、災害対策に関する指示命令等の伝達訓練を実施する。

第9節 防災知識の普及に関する計画

気象及び防災については、機会のある毎に広報紙又は印刷物等によって知識の普及に努める。

特に6月の梅雨期や、9月の台風前には関係各機関との座談会、研究会等を開き積極的に推進する。

第10節 避難のための備え

避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

第11節 自主防災組織の育成計画

1. 目的

この計画は、地域住民が自分たちの町は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づき、自主防災活動を積極的に推進するため、町が地域住民による自主防災組織の結成を促進し、その育成強化を図ることを目的とする。

2. 組織づくり

- (1) 自治会等を単位として自主防災組織を結成する。
- (2) なんらかの防災活動を行っている組織の活動の育成強化を図って自主防災組織として育成する。
- (3) 婦人防火クラブを育成する。

3. 活動計画（事業）

(1) 平常時の活動

- イ 防災知識の普及に関すること。
- ロ 水害等に対する災害予防に関すること。
- ハ 防災訓練に関すること。
- ニ 防災資機材の備蓄に関すること。

(2) 災害時の活動

- イ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ロ 責任者等による避難誘導に関すること。
- ハ 火災発生時の初期消火活動に関すること。
- ニ 救出、援護、給食等に関すること。

第12節 避難行動要支援者の避難に関する計画

【趣旨】

避難行動要支援者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくり等整備する必要があり、本節において、その基本的な指針と方策を示し、災害に強いまちづくりの基盤整備を推進する。

【対策】

高齢者、障害者等の避難行動要支援者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

1. 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

町は、平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備する。

(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者施設の把握

町は、高齢者、障害者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の風水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称と所在地を把握する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

また、避難行動要支援者の状況は、常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行うものとする。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ア 要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
- イ 身体障害のある者（身体障害者手帳1・2・3級）
- ウ 知的障害のある者（療育手帳A1・A2）
- エ 精神障害のある者（精神障害者福祉手帳1・2級）
- オ 特定医療（指定難病）を受給している者
- カ その他、災害時の自力避難に不安を抱く者で町長が必要と認めた者

② 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要配慮者に関する情報を集約するよう努める。

また、町で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

③ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げるものとする。

- ア 警察
- イ 消防団
- ウ 自治会
- エ 民生委員・児童委員
- オ 社会福祉協議会
- カ 避難支援等の実施に携わる関係者

④ 情報の漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、町は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

⑤ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

2. 避難体制の強化

町は、在宅の避難行動要支援者の避難に関して、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

① 避難勧告等の伝達体制の整備

町長が発令する避難準備情報、避難勧告、避難指示が避難行動要支援者に迅速・正確に伝達できる手段・方法を整備する。

避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいることから、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。

② 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員を

はじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体化する。

3. 避難行動要支援者の全体計画等の策定

町は、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に避難行動要支援者の個別計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

4. 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者が災害時に火災防止や円滑な避難により、被害が最小限となるよう講習会の開催、パンフレット・広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

また、町は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障害者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

5. 土砂災害危険区域等における避難誘導対策

土砂災害危険区域等における避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員等福祉関係者との連携強化に努め、地域住民、自主防災組織、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。このため、土砂災害ハザードマップを整備する際に、高齢者などの要配慮者にも判りやすい情報提供に努めるとともに、視覚障害、聴覚障害など障害のある人々に対して的確な情報伝達方法を検討し、避難誘導対策の徹底を図る。

なお、避難行動要支援者の実態把握にあたっては、プライバシーに十分配慮するとともに、地域における避難行動要支援者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

6. 避難所の要配慮者対策

公的施設等への受入体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、町及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早急に受け入れが可能となるよう、その体制の整備を進めておく。

第13節 災害復旧・復興への備え

1. 各種データの整備保全

町は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

2. 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3. 業務継続計画（BCP）策定計画

この計画は、大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定の推進を図ることを目的とし、町は、防災の一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体および財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害に際してその機能を有効かつ適切に発揮し、住民の安全と被災者の救護を図ることを目的とし、次の計画を行う。

第1節 組織計画

本町の地域において災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、「災害警戒本部」及び「災害対策本部」を設置する。

1. 災害警戒本部の設置

(1) 目的

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時における大雨注意報等の発表等各種災害の発生が予測される時は、「町災害警戒本部」（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、当該災害に関連する種々の情報の収集及び伝達等を行うとともに、各関係機関及び民間の協力を得て、災害の早期把握に努め、もって被害の未然防止及び軽減に資することを目的とする。

(2) 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、次のとおりとする。

- ・本部長 総務課長
- ・副本部長 防災交通係長
- ・本部員 総務課、建設課、産業振興課の課員で担当課長が指名する者

(3) 災害警戒本部の設置

① 設置基準

災害警戒本部は、町が管轄する区域に災害の発生又は発生のおそれが予測される時設置することを原則とするが、次に掲げる場合は必ず警戒本部を設置するものとする。

- イ 気象警報が発表されたとき。
- ロ 長時間の降雨等により、河川の警戒、土砂災害危険箇所の警戒が必要と予測される時。
- ハ 台風が町に接近する恐れがあるとき。
- ニ 町長、副町長が設置を必要と認めたとき。

② 報告連絡

前記設置基準に基づき災害警戒本部を設置する必要があるときは、総務課長若しくはその責務を代行する者は速やかに本部員の招集を行うものとする。

この場合、本部員への連絡は、勤務時間内にあつては庁内電話及び口頭により、勤務時間外にあつてはあらかじめ定められた連絡体制により連絡するものとする。

なお、災害警戒本部を設置したときは、直ちに県災害警戒県北地方本部に連絡し、協力体制を確立するものとする。

(4) 災害警戒本部の任務

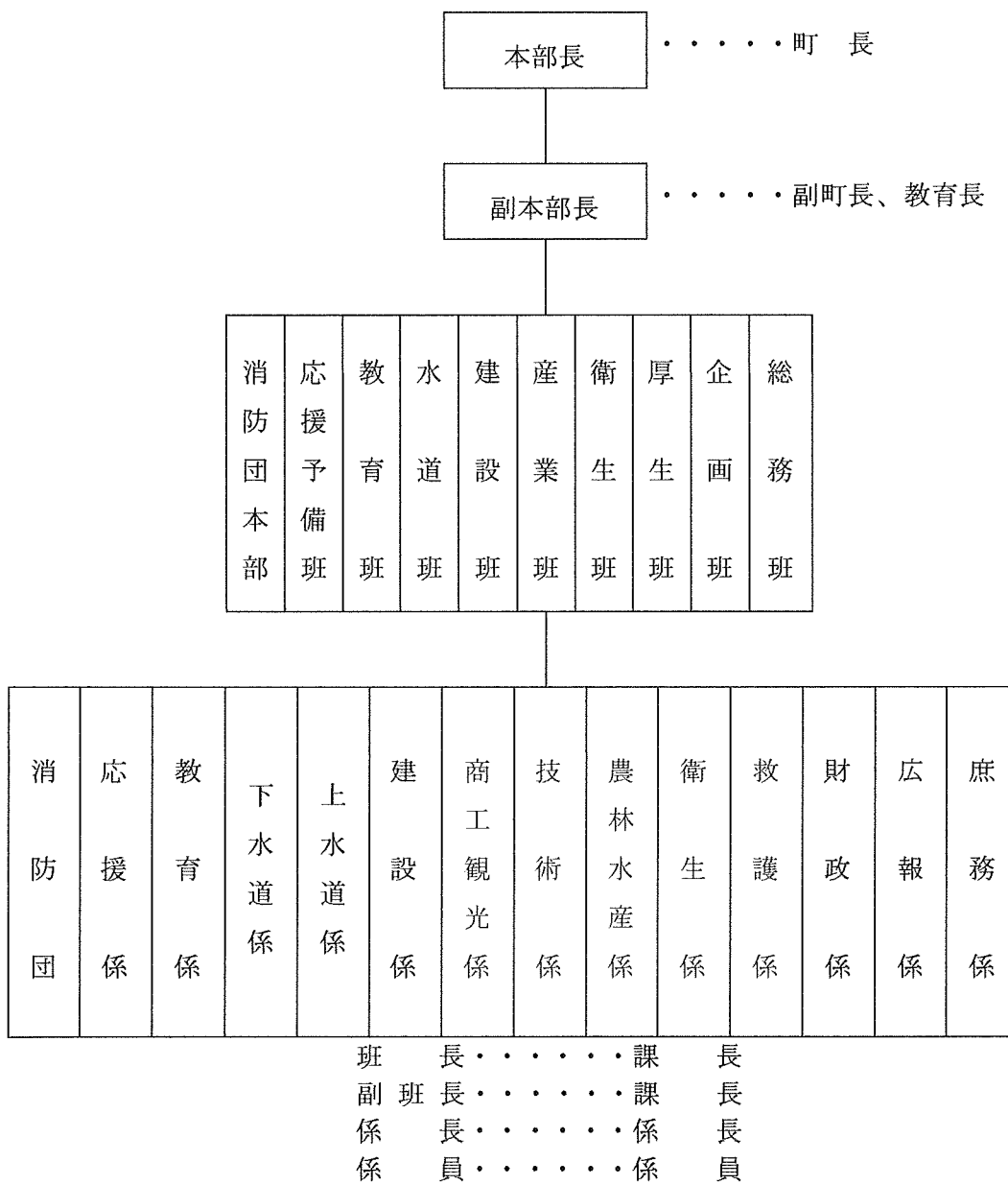
災害警戒本部は、本部長の指示に基づき、災害に関する各種情報の収集、関係機関への伝達を行うとともに、被害状況等の把握に努め、災害応急対策及びその準備を行うものとする。

(5) 災害警戒本部の解散及び災害対策本部への切替

- ① 災害警戒本部の解散は、気象警報等が解除され、災害の危険が解消したと認められる時、本部長が解散する。
- ② 災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められ、若しくは災害が拡大し、総括的、統括的な災害対策が必要と認められるときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。
- ③ ①及び②の場合にあつては、本部長は、その旨を町長又は副町長に連絡するとともに、県災害警戒県北地方本部等の関係機関に連絡するものとする。

2. 町災害対策本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

川棚町災害対策本部



各班各係の事務分掌表

総務班 班長 総務課長 副班長 議会事務局長 新庁舎建設室 長	庶務係 行政係 防災交通係 議会事務局 新庁舎建設係	(1)本部会議に関すること (2)総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること (3)部外諸機関との連絡に関すること (4)自衛隊の出動要請に関すること (5)町長の命令伝達に関すること (6)職員の非常招集及び勤務に関すること (7)災害全般の情報収集及び報告に関すること (8)気象通報接受及び通報に関すること
	広報係 情報法規係	(1)災害写真の撮影、収集に関すること (2)広報に関すること (3)災害記録の整理に関すること
企画班 班長 企画財政課長 副班長 会計管理者	財政係 財政管財係 企画振興係 会計係	(1)災害対策に関する予算措置に関すること (2)配備員の給食及び本部の需要調達に関すること (3)町有財産の被害調査に関すること
厚生班 班長 健康推進課長	救護係 健康増進班 介護保険係 (地域包括支援センター) 国保年金係	(1)人的及び家屋の被害並びに社会福祉施設の被害状の調査に関すること (2)避難所に関すること (3)避難所の炊き出しに関すること (4)救護に関すること
衛生班 班長 住民福祉課長	衛生係 住民係 生活環境係 社会福祉係 子育て支援係	(1)防疫に関すること (2)薬品及び衛生資材の調達に関すること (3)被服、寝具及び生活必需品の配分及び給付に関すること (4)義援金品の受付、配分に関すること (5)死体の埋葬に関すること (6)ごみ・し尿の処理及び清掃に関すること
産業班 班長 産業振興課長	農林水産係 農林水産係 農業委員会	(1)農作物の被害調査及び対策に関すること (2)家畜、家きんの被害調査及び対策に関すること (3)林野関係の被害調査及び対策に関すること (4)漁船又は水産施設並びに水産物の被害調査及び対策に関すること (5)罹災者の災害金融に関すること
	技術係 技術係	(1)農地及び農業用施設に災害調査及び対策に関すること (2)農道、林道及び農業用水路、溜池等の災害調査及び対策に関すること
	商工観光係 商工観光係	(1)商工業関係の被害調査及び対策に関すること (2)観光施設の被害調査及び対策に関すること

<p>建設班 班長 建設課長兼 ダム対策室長</p>	<p>建設係 総務管理係 建設係 ダム対策係</p>	<p>(1)道路及び橋梁の災害調査及び対策に関すること (2)港湾の災害調査及び対策に関すること (3)河川、堤防、溝渠及び水路の災害調査及び対策に関すること (4)海岸堤防に関すること (5)地すべり対策に関すること (6)建築物の災害防止及び災害住宅の対策に関すること (7)水防に関すること</p>
<p>水道班 班長 水道課長</p>	<p>上水道係 上水道総務係 上水道施設係</p>	<p>(1)給水全般に関すること (2)水道施設の保全に関すること</p>
	<p>下水道係 下水道総務係 下水道施設係</p>	<p>(1)下水道施設の災害調査及び対策に関すること (2)排水設備の保全に関すること (3)都市下水路の災害調査及び対策に関すること</p>
<p>教育班 班長 教育次長</p>	<p>教育係 教育総務係 社会教育係 学校給食センター</p>	<p>(1)学校及びその所管に係る諸施設の災害調査及び対策に関すること (2)災害時における学童及び授業の措置に関すること</p>
<p>応援予備班 班長 税務課長</p>	<p>応援係 住民税係 資産税係 収納対策係</p>	<p>(1)災害時における労務者の確保、その他、他の班の要請に応じて応援協力をなすこと</p>
<p>消防団本部 消防団長</p>	<p>消防団</p>	<p>(1)災害防衛に関すること (2)災害応急作業に関すること (3)避難者の誘導に関すること (4)警備に関すること (5)罹災者の救出に関すること (6)不明者の捜索に関すること</p>

第2節 動員計画

動員計画は、災害応急対策活動に必要な災害対策要員を把握して、災害応急対策活動を容易にするための計画であって、本部の各班、各係の実状に応じ、あらかじめ応急対策人員の配置、連絡の方法等について定める。

1. 災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、災害対策基本法第29条の規定により、指定地方行政機関の職員の派遣協力を求めることができる。
2. 本町の本部各班の動員計画は付表のとおりで、災害の規模等によって次の3段階に区分する。
 - (1) 第1配備 災害発生のおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合
 - (2) 第2配備 局地的な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合
 - (3) 第3配備 全地域にわたる莫大な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合
3. 上記の配備区分に従って動員計画をたてるものとし、各班の班長は配備員をあらかじめ指定しておかなければならない。
4. 職員の非常登庁
職員は勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、または発生するおそれを知ったときは、すすんで所属課と連絡をとり、また自らの判断によって登庁するものとする。

付 表

配備区分 班 名		第1配備		第2配備		第3配備		備 考
		事 務	技 術	事 務	技 術	事 務	技 術	
総 務 班	庶 務 係	2		3		全職員		
	広 報 係			1		全職員		
企 画 班	財 政 係	1		2		全職員		
	商 工 観 光 係			1		全職員		
厚 生 班	救 護 係			3		全職員		
衛 生 班	衛 生 係			3		全職員		
応 援 予 備 班	応 援 係			2		全職員		
産 業 班	農 林 水 産 係	1		2		全職員		
	技 術 係		1	1	1	全職員		
建 設 班	建 設 係	1	1	2	4	全職員		
水 道 班	上 水 道 係		1	2	2	全職員		
	下 水 道 係		2	1	2	全職員		
教 育 班	教 育 係			2		全職員		
消 防 団		30		150		全団員		

※第1配備時から班長、副班長は登庁するものとする。

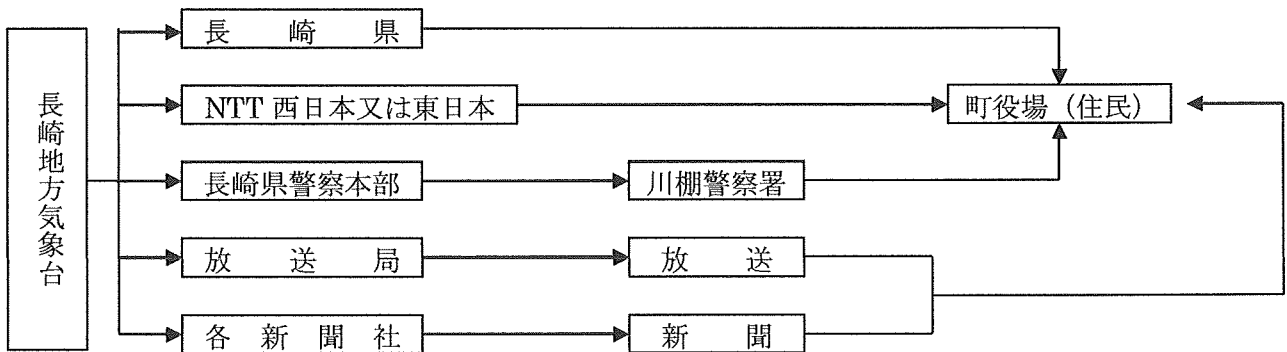
第3節 通信情報計画

1. 災害気象予報警報の伝達組織及び周知方法

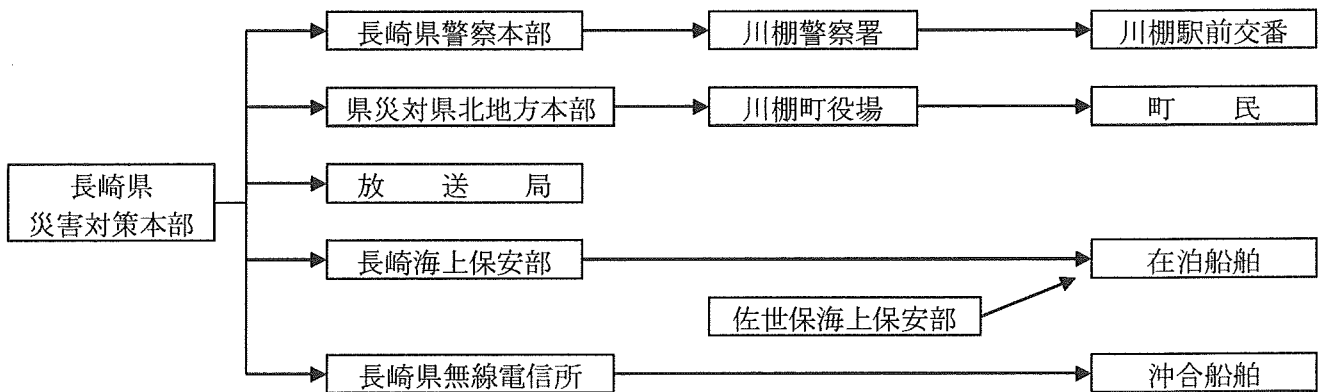
長崎海洋気象台及び長崎県消防防災課から発表される災害に関する気象情報を受けたときは、防災無線、電話など適宜な方法によって可及的速やかに一般住民に周知させる。

2. 気象情報伝達等

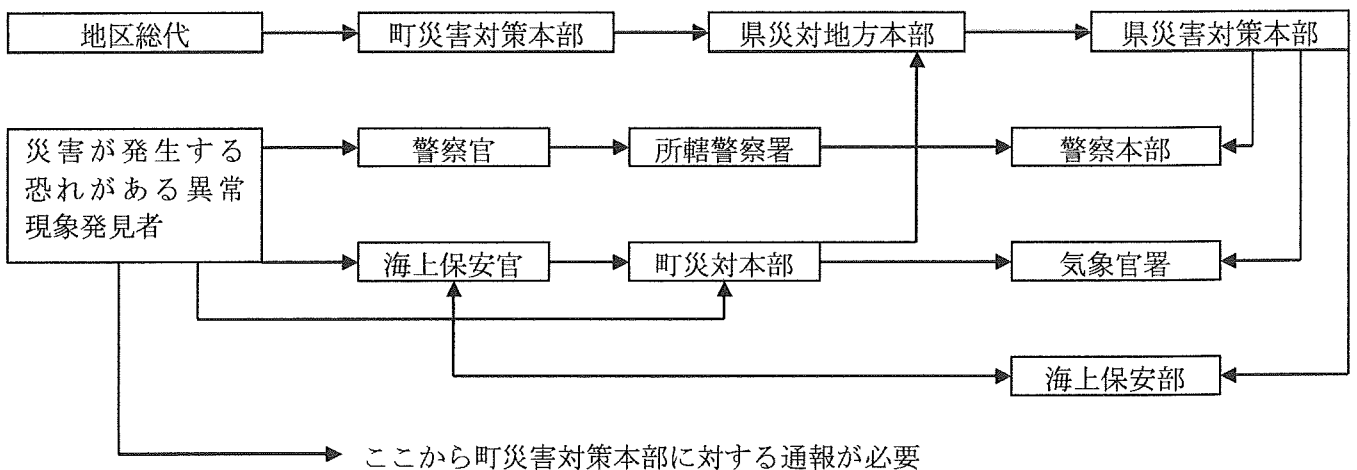
気象情報伝達系統図



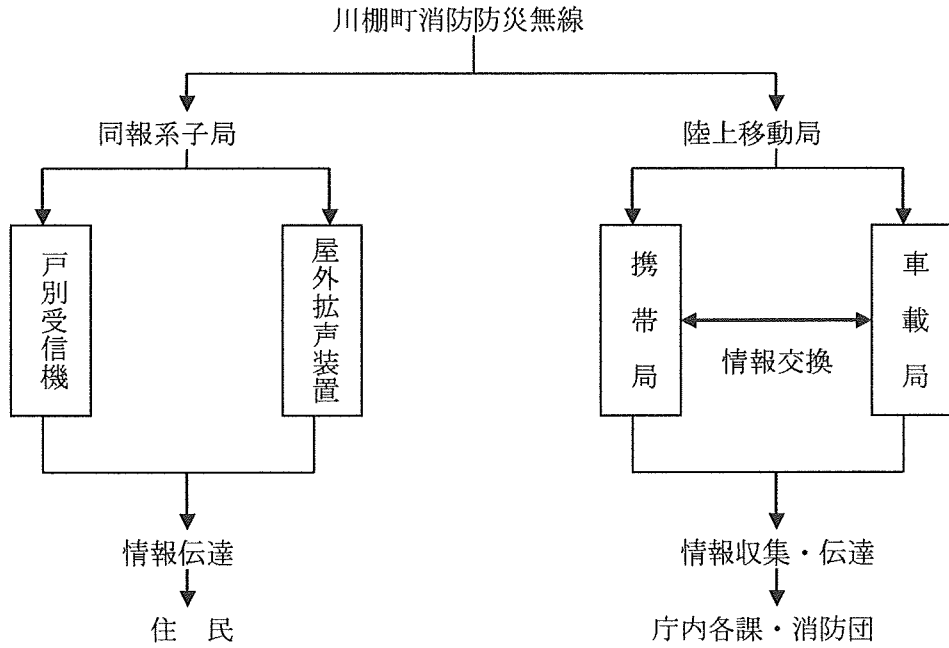
災害対策伝達系統図



情報連絡系統図



川棚町消防防災無線システム図



川棚町消防防災無線施設一覧表
陸上移動局関係

種 別	出 力	配 置	呼出名称	周波数
基地局 (遠隔操作)	10W	総務課 無線室	かわたなぼうさい	466.85MHz
陸上移動局 (車載局)	10W	消防指揮車	かわたなぼうさい 1	
		1分団消防車	〃 1 8	
		2 〃	〃 1 9・2 7	
		3 〃	〃 1 7・2 6	
		4 〃	〃 2 1	
		5 〃	〃 1 6	
		6 〃	〃 2 3・2 0	
(携帯局)	5W	総務課	〃 6～1 5	

屋外拡声装置

局番	子局名称	設置場所	関係地区名	アンサーバック有り	再送信子局
0	親局	川棚町役場	中組、宿、国病、栄町、上百津		
1	数石	数石運動広場	数石		
2	堂神酒	佐伯宅前	//		
3	新百津公民館	新百津公民館	新百津、若草、上百津、城山、数石		
4	旭ヶ丘	山田宅横	旭ヶ丘、山手、上百津		
5	城山	城山公園	城山、上百津、栄町		
6	下百津	東彼商工会横	下百津		
7	川棚駅前	川棚駅前広場	栄町、城山、下百津		
8	下石木	石木公民館内	石木、岩立		
9	中石木	採石組合横	石木		
10	上石木	谷口宅前	石木		
11	川原	岩永宅前	川原		
12	中木場	岩本宅上	木場	○	
13	上木場	堀池宅前	木場		
14	牧ノ内	喜々津宅前	猪乗		
15	猪乗公民館	猪乗公民館	猪乗	○	
16	下五反田	麻生瀬橋	五反田、上組		
17	五反田公民館	五反田公民館	五反田	○	○
18	中山	北村宅横	中山	○	
19	勿田	勿田橋横	上組、中山		
20	這上り	達山宅前	上組		
21	上組	J Aアパート前	上組		
22	野口公民館	野口公民館	野口	○	
23	下高野川内	中学校プール地内	中組		
24	中組	水源地横	中組、岩立		
25	常在寺前	役場職員駐車場	中組、宿、下組、栄町		
26	下組	下組公民館前	下組		
27	中倉	上野宅前	下組、白石		
28	平島	中央公園内	平島1～4丁目、新町	○	
29	尾山	配水池下	尾山、白石		
30	琴見ヶ丘	町営住宅内	琴見ヶ丘、白石		
31	白石公民館	白石公民館	白石		
32	馬場南平	崎山宅下	白石		
33	馬場ノ谷	岡部宅前	白石		
34	山口谷	森宅前	白石、東小串、三越		
35	三越	富永宅裏	三越		
36	大崎	くじゃく荘下	大崎	○	
37	小串保育所	小串保育所内	東小串		
38	小串小学校	小串小学校内	東小串	○	○
39	西小串	瀬崎宅前	西小串、東小串		
40	惣津	惣津広場内	惣津、西小串		
41	新谷公民館	新谷公民館内	新谷	○	
42	深浦	深浦宅前	新谷		

※アンサーバック有り子局は、親局（役場）と無線による交信が可能。

戸別受信設備設置場所一覧表

【一般世帯：131箇所】

地区名	件数	地区名	件数	地区名	件数	地区名	件数
新谷	22	東小串	21(2)	野口	7	木場	8
西小串	6	三越	4	中山	19(1)	川原	2
東白石	3(1)	西白石	1	五反田	12	数石	1
大崎	2	下組	5	猪乗	15	上組	2
石木	1						

※ ()内は、文字表示付戸別受信機設置世帯数

【福祉施設等：79箇所】

種別	名称	種別	名称
特別養護老人ホーム	くじゃくの家	集会所	東部地区コミセン
養護老人ホーム	ひさご荘	県立学校	川棚高等学校
グループホーム	しらさぎ荘	〃	川棚特別支援学校
〃	すみれ荘	〃	桜ヶ丘特別支援学校
〃	しろやま荘	社会福祉法人	長崎慈光園法人事務局
〃	まるやか荘	〃	第四長崎慈光園あすなろ
〃	かろやか荘	〃	多機能型事業所ぶろーど
〃	さわやか荘	地区公民館	全地区（35箇所）
〃	いわたて荘	保育所	小串保育園
〃	はばたき荘	〃	ナーランダー学園みのりこども園
〃	グループホームかわたな	〃	みつば乳児保育園
〃	グループホームサンホーム新谷	〃	サルビア保育園
〃	グループホームけやき荘	町施設	勤労者体育センター
〃	グループホームエルダーガーデン川棚	〃	ハッピーハウス
学童	白岳学童	病院	長崎川棚医療センター（事務室）
〃	ゴリラはごりら	〃	長崎川棚医療センター（当直室）
有料老人ホーム	なごみ荘	支援センター	東彼地区障害者地域活動支援センター
〃	ハッピーガーデン川棚	農協	県央農協川棚支店
町立学校	川棚中学校	社会福祉協議会	いきがいセンター
〃	川棚小学校	幼稚園	ナーランダー学園みのりこども園
〃	小串小学校	〃	川棚純心こども園
〃	石木小学校	県施設	川棚高校志学館
警察署	川棚警察署		

3. 災害情報及び被害報告の収集通報要領

本部は、災害の規模や被害の状況を速やかに県災害対策本部の報告するため、次により情報を収集し下記事項を県災害対策本部県北地方本部を通じて通報する。

- (1) 町内の災害情報を収集するため、各地区総代等と連絡し災害状況等の収集につとめる。
- (2) 本部の各班長は、その班に属する被害状況の収集に当たるものとする。
- (3) 県災害対策本部への報告事項は次のとおりとする。

- ① 気象、降雨状況、風速、風向の状況、河川水位の状況、海岸水位の状況、波高、波浪の方向
- ② 水防措置の状況
- ③ 災害の状況
 - 道路、橋梁、港湾施設の決壊、流水等交通障害の状況、堤防の決壊、河川の氾濫状況、人の死傷行方不明、家屋の損壊、浸水、難船
- ④ 救助物資及び食糧の補給事項
 - 補給すべき物資の種類及び数量
 - 主食の見通し
 - 炊出し並びに給食に必要な事項
- ⑤ 防疫、救護、医療資材等の補給の要否
 - 疾病発生状況及び救護活動措置の要否
 - 医薬品並びに衛生材料の補給の要否
 - 浸水の場合における給水の要否
- ⑥ その他
 - 緊急対策を必要とする事項

(4) 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の派遣を要請する場合は、町長が県災害対策本部県北地方本部を経由して、県知事に要請する。

ただし、緊急を要し知事に対して派遣の要請をする暇がない場合、または通信の途絶等により、知事に派遣の要請をすることができない場合は、直接自衛隊に要請することができる。

(5) 災害の報告は、別紙災害報告書により随時行うものとする。

報告の種別等は、次の表のとおりとする。

種 別	様 式	摘 要
災害概況即報	別紙様式 1	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	別紙様式 2	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	別 表 1	他の法令または通達等に基づき、町長が知事に対して行うものである。

(注) 被害報告処理系統図（別表 2）参照

(6) 被害報告等の要領

- ① 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、あわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
- ② 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、一日一回以上行うものとする。
- ③ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐時行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

(7) 速報、詳報の報告については、警察署その他関係機関とも緊密な連絡をとり被害状況等情報の交換を行うものとする。

4. 気象警報

警報の種類	発表の基準
暴風警報	平均風速20m/s
暴風雪警報	平均風速20m/s 雪を伴う
波浪警報	有義波高2.5m
高潮警報	大村湾：1.1m
大雨警報	1時間雨量60mmに達することが予想される時
洪水警報	1時間雨量60mmに達することが予想される時 流域雨量指数6
大雪警報	24時間降雪の深さ 平地15cm、山地30cm

5. 通信途絶時における措置及び応急対策

(1) 災害発生時の停電、通信の途絶に備え、役場には予備電源及び携帯ラジオ、携帯無線を備えておくものとする。また一般家庭に対しても、携帯ラジオ等の備え付けを奨励し、放送を通じて各種災害情報の入手に努め、臨機応変に応急対策がとれるよう指導を徹底する。

6. 非常通信の方法

非常通信には、次に掲げる機関の通信施設を利用するものとする。

免許人	設置場所	受付所	備考
NTT西日本	長崎市万才町	NTT西日本長崎支店	無線
警察署	川棚町百津	川棚警察署	無線
長崎県	川棚町中組	川棚町役場	無線

災 害 概 況 即 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
市 町 村 名	
報 告 者 名	

災害名 _____ (第 _____ 報)

(市町→地方本部→県本部)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応 急 対 策 の 状 況	避 難 状 況										
	勧告・指示 自主の別										

被害状況報告

(町→地方本部)

市 町 名		月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	
報告者名		即報・確定	速報・確定	速報・確定	速報・確定	速報・確定	速報・確定	速報・確定	速報・確定	速報・確定	速報・確定	速報・確定	速報・確定	
区 分		被 害 者	被 害 者	被 害 者	被 害 者	被 害 者	被 害 者	被 害 者	被 害 者	被 害 者	被 害 者	被 害 者	被 害 者	
人的被害	死者	1	人											
	行方不明者	2	人											
	負傷者	重傷	3	人										
		軽傷	4	人										
	住家被害	全壊	5	棟										
			6	世帯										
		半壊	7	人										
			8	棟										
			9	世帯										
		一部破損	10	人										
			11	棟										
			12	世帯										
		床上浸水	13	人										
			14	棟										
	15		世帯											
	床下浸水	16	人											
		17	棟											
		18	世帯											
		計	19	人										
			20	千円										
非住家	公共建物	21	棟											
	その他	22	棟											
その他	田	流失・埋没	23	ha										
		冠水	24	ha										
	畑	流失・埋没	25	ha										
		冠水	26	ha										
	文教施設	27	箇所											
	病院	28	箇所											
	道路	29	箇所											
	橋りょう	30	箇所											
	河川	31	箇所											
	港	32	箇所											
	砂防	33	箇所											
	清掃施設	34	箇所											
	崖くずれ	35	箇所											
	道路不通	36	箇所											
被害船舶	37	隻												
水道	38	戸												
電話	39	回線												
電気	40	戸												
ガス	41	戸												
ブロック塀等	42	箇所												
り	災害世帯数	43	世帯											
り	災害者数	44	人											
火災発生	建物	45	件											
	危険物	46	件											
	その他	47	件											
公共文教施設	48	千円												
農林水産業施設	49	千円												
公共土木施設	50	千円												
その他の公共施設	51	千円												
小	計	52	千円											
公共施設被害市町村数	53	団体												
その他	農業被害	54	千円											
	林業被害	55	千円											
	畜産被害	56	千円											
	水産被害	57	千円											
	商工被害	58	千円											
その他	59	千円												
被害総数	60	千円												
災害対策本部	設置													
	解散													
災害救助法適用														
消防職員出動延人数														
消防団員出動延人数														

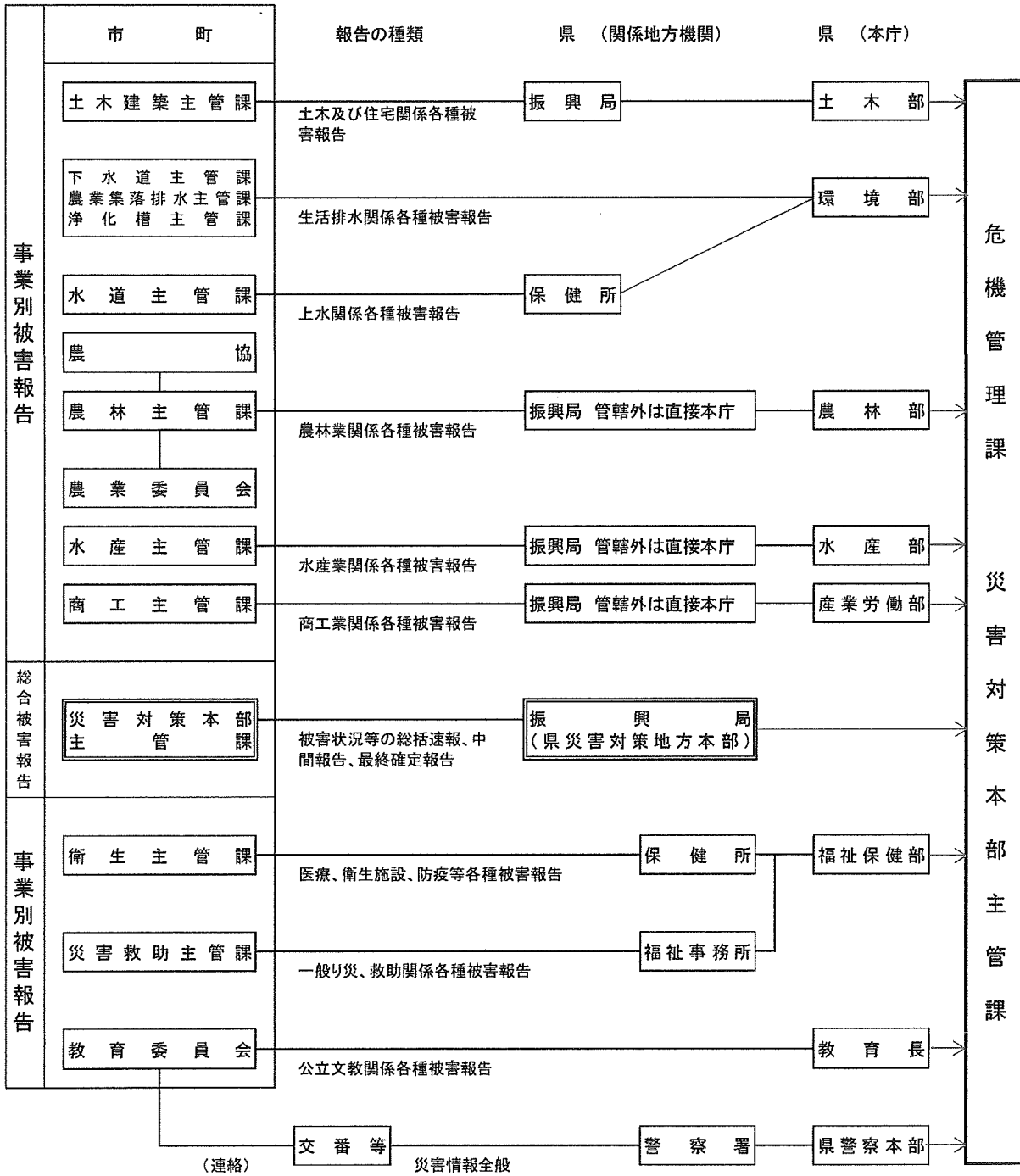
別表1 災害報告事務の状況一覧(報告者 市町長)

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	危機管理課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消防	火災報告	消防法
	福祉保健課	直接(市) 福祉事務所(町)	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	保健所	防疫	被害状況報告	※注1
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	厚生労働省通知
	〃	〃	公共土木	都市施設被害報告 (下水道関係)	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農林	農地農業用施設被害報告 (農業集落排水関係)	農林施設暫定法
	〃	〃	環境	衛生施設被害報告 (浄化槽市町村設置分)	災害対策基本法
	漁業振興課	振興局 (但し、長崎・県央・島原振興局 轄内は直接)	水産	水産業被害報告	
	経営支援室	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	振興局	農林	農業被害報告	農林水産事務次官 依命通知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官 依命通知
	農林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び 公共土木国庫負担法
	都市計画課	〃	都市施設	都市施設被害報告	国土交通省通達
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
	河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃
	住宅課	〃	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害 復旧費国庫負担法

※注1「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(旧「伝染病予防法」)

報告時期	報告内容	主管省庁
即報・中間 即報・確定	災害状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局
〃	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
日報・完了 報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	〃
速報・確定	水道関係施設	厚生労働省医薬・生活衛生局
速報・確定	下水道関係施設	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	農業集落排水施設	農林水産省
速報・確定	浄化槽(市町村設置分)	環境省
速報・概況 確定	漁船、養殖施設	水産庁
〃	漁具・共同及び非共同利用施設	〃
〃	漁具・養殖施設、漁港・海岸・漁業用施設・共同利用施設	〃
〃	農作物被害全般	農林水産省大臣官房
速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局
〃	海岸(農地海岸)	〃
速報・概況 確定	家畜・畜産物	農林水産省大臣官房
〃	林地・林業施設(林道等)・林産物・造林地・苗畑	林野庁
〃	地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	〃
確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
〃	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
〃	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省河川局
確定	公営住宅	国土交通省住宅局
速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省大臣官房 文教施設部

別表2 被害報告処理系統図(町→県)



第4節 災害広報計画

災害広報計画は、報道機関に対する情報発表と直接町民に対する広報活動を行うための計画で、概ね次のとおりとする。

1. 報道機関及び町民に対する広報

本部が設置されると、企画班の広報係は地区総代と緊密な連絡をとり、災害の状況を速やかに報道機関に発表し、又は直接住民に周知させる。

2. 広報器材の整備

災害時における連絡及び広報手段として、主に防災無線を用いるとともに、携帯無線及び電池式拡声器を整備しておくものとする。

3. 災害時の流言飛語対策

災害が発生すると交通マヒ、有線通信の途絶、停電による放送の中絶等によって民衆が必要以上に不安となり、真相がつかめないため、流言飛語が飛びデマが発生しやすいので、住民に対して短期間のうちに適確に被害状況や対策の状況等を知らせるよう留意する。

第5節 避難計画

避難計画は、緊急時に際し危険地域にある住民を安全地帯へ避難させ、人命被害の軽減を図るため、概ね次に掲げる事項について行うものとする。

1. 町長は災害が発生し又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の住民に対し避難のための立退きを勧告し、又は急を要すると認めるときは、立退きを指示するものとする。

2. 避難の勧告、指示

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
(1) 生命、身体、財産を災害から護り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合 (基本法60・61条)	(イ) 町長(知事に報告) (ロ) 警察官又は海上保安官(町長に通知)	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	(イ) 立退きの勧告 (ロ) 立退きの指示
(2) 洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第22条)	(イ) 知事 (ロ) 知事の命を受けた県職員 (ハ) 水防管理者(管轄警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法25条)	(イ) 知事 (ロ) 知事の命を受けた吏員(管轄警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合(警察官職務執行法4条自衛隊法94条)	(イ) 警察官(公安委員会に報告) (ロ) 警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(長官の指定する者に報告)	(イ) その場に居合わせた者 (ロ) その事物の管理者 (ハ) その他関係者	(イ) 必要な警告を発すること (ロ) 特に急を要する場合には、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難の措置をとる

3. 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難の勧告・指示を実施する者は、躊躇せず、時期を逸することなく、行うものとする。この場合は、避難行動要支援者に十分配慮し、早めに避難勧告・指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置をとる。

また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

4. 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

町は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

5. 避難勧告または指示の基準

避難勧告または指示については、関係機関の助言を得て行うものとし、判断の基準は次のとおりとする。

- (1) 気象台から豪雨、台風、地震、津波等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断される時。
- (2) 知事から豪雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり避難を要すると判断される時。
- (3) 河川が氾らん危険水位を突破し溢水また漏水のおそれがある時。
- (4) 上流域で河川災害が発生したため、その下流地域で災害発生のおそれがある時。
- (5) 土砂災害の場合（①・②のいずれかに該当する場合それぞれ発令）

ア. 避難準備情報の判断基準

- ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
- ② 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

イ. 避難勧告の判断基準

- ① 土砂災害警戒情報が発表された場合
- ② 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

ウ. 避難指示の判断基準

- ① 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
 - ② 土砂災害が発生した場合
- (6) 火災が風下に拡大するおそれがある時。
 - (7) その他の自然的、人為的な災害により生命または身体に被害を受けるおそれがある時。

6. 立退きの伝達方法

避難警報は、サイレン、防災無線等を通じまたは消防車、広報車等を動員して関係住民に周知徹底させる。

7. 住民への避難勧告等の伝達

住民への避難勧告等の伝達にあたっては、防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。

8. 住民への周知

避難誘導にあたって、町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

9. 町に対する助言

町長は、避難のため立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、その判断等に関して必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

10. 避難誘導等

住民の避難誘導は、町及び消防団、自主防災組織等が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行う。

また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を有効に活用した避難支援等関係者による避難誘導のほか、地域住民においても、町等に協力して避難誘導を実施するよう努める。

特に、町は、避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難が実施されるよう、避難の勧告・指示を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、消防機関、県警察、消防団等の公的機関へ避難行動要支援者の避難支援等について協力を要請する。

11. 避難者の携帯品及び誘導

- (1) 避難行動を円滑迅速に行うためになるべく軽装とし、貴重品のほか必要最小限の食糧及び日用品（医薬品を含む）を携行させるとともに、避難に際しては火の始末、戸締まり等についても充分注意させる。
- (2) 避難者は、消防団長の指示により派遣された消防団員の誘導によって、避難場所へ避難しなければならない。
- (3) 避難所においては、責任者の指示に従い統制ある行動をしなければならない。

12. 避難施設の定義と基本的な考え方

避難施設の種類、機能については、以下の区分のとおりとする。

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害の恐れのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害の発生又は恐れがある場合に危険を回避するため、避難者が緊急的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保されるよう、一定規模のスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド等、町が指定した場所をいう。

No	場 所 名	住 所	電 話	管 理 者	対象とする異常な現象の種類							面積 m ²
					洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水氾濫	
1	石木小学校 グラウンド	石木郷	26-6240	校長	○	○	○	○	○	○	○	8,700
2	川棚小学校 グラウンド	中組郷	26-6220	〃		○	○	○	○	○	○	5,900
3	小串小学校 グラウンド	小串郷	26-6230	〃	○	○	○	○	○	○	○	5,450
4	川棚中学校 グラウンド	中組郷	82-2054	〃		○	○	○	○	○	○	8,400
5	県立川棚高校 グラウンド	白石郷	82-2801	〃	○	○	○	○	○	○	○	25,800
6	県立川棚特別支援学校 グラウンド	小串郷	82-2203	〃	○		○	○	○	○	○	2,850
7	川棚中央公園	下組郷		町長	○	○		○		○	○	23,000

8	惣津防災広場	小串郷		町長	○	○		○		○	○	2,600
9	川棚港緑地	百津郷		知事	○	○		○		○	○	93,000

(2) 指定避難所

指定避難所とは、災害時に避難者を一時的に収容し保護する学校、公民館など既存建築物等、町が指定した施設をいう。

No.	施設名	住所	電話	管理者	対象とする異常な現象の種類							収容可能人員 (1人3㎡)
					洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水氾濫	
1	石木小学校 体育館	石木郷	26-6240	校長	○		○	○	○	○	○	200
2	川棚小学校 体育館	中組郷	26-6220	〃		○	○	○	○	○	○	200
3	小串小学校 体育館	小串郷	26-6230	〃	○	○	○	○	○	○	○	200
4	川棚中学校 体育館	中組郷	82-2054	〃	○	○	○	○	○	○	○	500
5	県立川棚高校 体育館	白石郷	82-2801	〃	○	○	○	○	○	○	○	500
6	県立川棚特別支 援学校体育館	小串郷	82-2203	〃	○		○	○	○	○	○	200
7	総合文化センター	中組郷	82-2064	教育長	○	○	○	○	○	○	○	550
8	川棚勤労者体 育センター	下組郷	82-5048	町長		○		○		○	○	600
9	川棚町いきがい センター	下組郷	82-2121	社協会長		○		○		○	○	300
10	川棚町柔剣道場	中組郷		教育長		○	○	○	○	○	○	130
11	東部地区コミュニ ティセンター	石木郷		振興協 議会	○		○	○	○	○	○	50
12	川棚高校 志學館	白石郷		校長	○	○	○	○	○	○	○	30

(3) その他の避難所

災害対策基本法により定めている、指定緊急避難場所及び指定避難所以外の施設

No.	施設名	住所	電話	管理者	収容可能人数 (1人3㎡)	備考
1	長崎県央農協川棚支店	下組郷	82-3101	支店長	200	
2	福浄寺	上組郷	82-2154	住職	100	
3	常在寺	中組郷	82-2025	住職	100	
4	くじゃく荘	小串郷	82-2661	協会長	130	
5	各地区公民館					

(4) 福祉避難所

災害時に、避難所での生活が困難な災害時要援護者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援を受けられる施設

No.	施設名	住所	電話	管理者	収容可能人数 (1人3㎡)	備考
1	川棚町いきがいセンター	下組郷	82-2121	事務局長	30	

第6節 食糧供給計画

災害により日常の食事に支障を生じた者及び災害応急対策に従事する者に対し、炊き出しその他の方法により必要な食糧の確保とその供給の安定を図るため、次のとおり計画する。

1. 食糧供給を行う場合

災害救助法が適用され、あるいは災害救助法が適用されないが町長が必要と認めた場合は、災害箇所、被災内容、被災世帯数、被災人員により次の場合に実施する。

- (1) 避難所開設等により、被災者に給食を行う必要がある場合
- (2) 全町域的な災害により食品販売業者等が通常の販売を行うことができない場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

2. 食糧の調達

食糧の調達先は、原則として農林水産課と協議して決定するものとするが、急を要する場合は、流通備蓄協定締結業者及び炊き出し拠点の近隣又は学校給食納入指定業者、物品指名競争入札参加資格業者等から調達するものとする。

大規模災害により調達困難な場合又は災害救助法が発動された場合は、長崎県地域防災計画に基づき、供給を受けるものとする。

3. 供給対象

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊飯のできない者

4. 供給の方法

- (1) 食品の給与は、罹災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (2) 供給に際しては、実施責任者を定めるものとする。
- (3) 炊き出しは原則として地区公民館で行うものとし、地区の自治会、婦人会等の協力が得られるよう協力体制の整備を図るものとする。
- (4) 災害時において町教育委員会が必要と認めた場合は、炊き出し場所として川棚町立学校給食センターを使用することができるものとする。
- (5) 供給品目は米穀又は麦製品（乾うどん等）及び副食品とする。

ただし、炊き出しが困難な場合は、乾パン又は調理済食品により給食を行うものとする。

4. 期 間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とし、必要に応じて延長するものとする。

第7節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

災害によって被服、寝具その他衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、入手することができない状態である者に対して、一時の急場をしのご程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給付又は貸与し応急的な保護の措置をとるものとする。

1. 衣料、生活必需品その他の物資の調達

衣料、生活必需品その他の物資の調達先は、原則として住民福祉課と協議して決定するものとするが、

急を要する場合は、流通備蓄協定締結業者から調達するものとする。

大規模災害により調達困難な場合又は災害救助法が発動された場合は、長崎県地域防災計画に基づき、供給を受けるものとする。

2. 給付又は貸与の対象者

(1) 災害により住家が全焼、全壊、流失、半壊及び床上浸水等の被害を受けた者で、次の事項に該当するもの。

イ. 被服、寝具その他衣料品及び日常生活に欠くことのできない家財を喪失したもの。

ロ. 被服、寝具その他日常生活必需物資が入手困難なため、日常生活を営むことが困難な状態にあるもの。

3. 給付又は貸与の費用及び期間等

支給基準、費用及び期間等は、災害救助法が適用された場合に準じ処理するものとする。

4. 義援金品の保管及び配分

(1) 当町に送付された罹災者に対する義援金品等は、衛生班衛生係において受付けこれを保管し、金品については会計課において保管する。

(2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等によりその都度、配分計画をたてて配分する。

第8節 給 水 計 画

上水道の防災及び給水計画については、次の計画により災害を最少限に止めると共に、上水道の確保について万全を期する。

1. 上水道防災組織と機構

(1) 上水道施設について災害発生のおそれのあるとき、役場水道課に水道応急対策本部を設置する。

(注) 災害が発生し、町に災害対策本部が設置されるとその本部の下において活動する。

(2) 非常配備と出動

水道課長の命により非常配備呼集があった時は、各係職員は予め定めてある配備ヶ所に迅速確実に集合しなければならない。

2. 上水道給水施設に損傷をきたし、給水が不能になった場合の給水計画

(1) 補給水源

中組郷清水湧水	1 時間	3.6 m ³
上組郷川良湧水 (福浄寺先池)	1 時間	1.0 m ³
白石郷馬場農水深井戸 (豊田宅下)	1 時間	4.0 m ³
猪乗深井戸	1 時間	12.5 m ³
野口深井戸	1 時間	1.8 m ³
木場深井戸・岩屋深井戸・川原深井戸	1 時間	5.1 m ³

水源不足の場合は、次の水源を利用する。

上組深井戸 (達山宅下附近)	1 日	570 m ³
----------------	-----	--------------------

野口川上流表流水

下組郷後田川上流表流水

猪乗川上流表流水

岩屋川上流表流水

災害時には水量豊富

(2) 給水期間

5 日間

(3) 給水方法

イ. 第1次として給水車並びに町内より、ポリ容器等を調達し、トラックにより応急給水を行う。

ロ. 第2次対策として、県並びに自衛隊に要請し、ろ水、給水車の応援を受け給水する。

ハ. 応急給水は、災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設など人命に関わる施設から優先して行う。

(4) 給 水 量

1 人 1 日 20 ℓ を標準とする。

(5) 給水施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は、5日以内に行うものとし、調達応急資材並びに調達先は次のとおりとする。
なお、応急復旧は災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設など人命に関わる施設から優先して行う。

イ. パイプ弁類、ポンプ、エンジン、モーター等

ロ. 町内調達不能のものは、町外の業者より調達する。

(6) 所要人員の明細

イ. 応急給水の場合

ろ水班要員 1ケ班3名(技師1名 助手2名)

給水班要員 1ケ班2名(運転手1名 助手1名)

2ケ班1組となり、積込み、給水を互いに助力しあうものとする。

ロ. 給水施設の復旧の場合

町水道課職員全員を動員する。

水道工事施工業者(技術者)等を動員する。

必要に応じ、町・県技術者の応援を求める。

第9節 下水道施設災害応急対策計画

災害時において下水道を使用できない場合、汚水の排除・処理を適切にすることについて定めるものである。

1. 被害状況の把握

被災地の状況を的確に把握し、災害復旧に全力を注ぐ。

2. 応急措置

(1) 施設の速やかな復旧を図り生活環境の回復に努める。

(2) 下水道管の施設に被害を被った場合は、下水道の使用を一時的に中止するよう住民に周知させ早急に復旧する。

(3) 災害の状況により人員に不足が生じた場合は、排水設備指定工事店等にも協力を求める。

第10節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画

この計画は、災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住宅を確保することができない者を收容するための応急仮設住宅の設置、及び住家が半焼半壊し、自己の資力では応急修理することのできない者に対して、居住のため必要量最少限度の部分を応急的に補修して、罹災者の居住安全を図るための計画。

1. 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次の各号に該当するものであること。

イ. 住家が全壊、全焼、流失し居住する住家がない者

ロ. 自力では住家を得ることができない者

(2) 建築基準

規模 1戸当たり29.7㎡を基準とする。

構造 木造平屋建

費用 1戸当たり2,366,000円以内

着工期限 災害発生の日から20日以内

(3) 建築方法

イ. 前項にあげる建築基準に基づいて、建設班が設置する。

ロ. 工事は、町の定める指定業者を指名し、請負工事とする。

(4) 建築予定場所

罹災地の近傍で、安全な場所を選定する。

優先順位として

1. 町有地 2. 国有地 3. 民有地

(5) 供 与

イ. 入居者の選考にあたっては、民生委員の意見等を徴し、罹災者の資力、その他の生活条件等を十分に調査の上決定する。

ロ. 供与期間

建築工事完了後2ケ年以内とする。

2. 住宅応急修理

(1) 住宅の応急修理を受ける対象者

住家が半焼又は半壊し、そのままでは日常生活を営むことができないもので、仮設住宅と同様の自己の資力で住宅の確保ができないもの。

(2) 修理基準

イ. 修理の範囲

世帯単位でなく、戸数単位で日常生活に必要でかくことのできない部分（居室、炊事場、便所等）に限る。

ロ. 費 用

1戸当り 510,000円以内とする。

ハ. 修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内

(3) 修理方法

イ. 前項にあげる修理基準に基づいて、建設班で設計する。

ロ. 工事は応急仮設住宅の項に準じて行うものとする。

3. 建設業者並びに労務調達

建設業者は、町内建設業者を必要に応じ招集し、不足の場合は他市町村の建設業者の応援を求める。

第11節 医療及び助産計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、混乱したため被災地の住民が医療の途を失った場合の応急的に医療又は助産を実施し、罹災者を保護するため次により行うものとする。

1. 災害の規模及び患者の発生状況により、町役場、各学校、公民館、長崎川棚医療センター、町内各医院へ救護所を設け患者の医療に当たるとともに、日赤、郡医師会等に応援出動を依頼するものとする。

2. 医療及び助産の対象者

災害により医療の途を失い応急的に医療を施す必要がある者及び災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって助産の途を失ったもの。

3. 医療及び助産の範囲

(1) 診 療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術、その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 分娩の介助

(6) 分娩前後の処置

4. 救護班による医療及び助産

応急医療班は、次のとおり編成する。

班 別	所在地	医療機関名	医 師	看護師	事務員	備 考
第1班	川棚町下組郷	長崎川棚医療センター	1	4	1	
第2班	〃	〃	1	4	1	
第3班	川棚町中組郷	本川医院	1	1		
〃	〃 下組郷	玉川医院	1	1		
〃	〃	青木耳鼻咽喉科医院	1	1		
〃	〃	山本整形外科	1	1		
〃	〃	カナザワ内科クリニック	1	1		
第4班	〃	みやた小児科医院	1	1		
〃	〃	にいむら整形外科	1	1		
〃	川棚町百津郷	岡部内科医院	1	1		
〃	〃	まつお産婦人科	1	1		
〃	川棚町白石郷	田淵医院	1	1		
〃	〃 下組郷	ひろ皮ふ科クリニック	1	1		

5. 医療施設等

町内にある医療施設は、次のとおりである。

病 院		診療所		歯科診療所	薬 局
箇所数	病床数	箇所数	病床数		
1	285	12	18	6	9

6. 薬品、衛生機械

一応、各病院備蓄の医薬品をもって処置するが、災害の規模及び患者の発生状況により、衛生材料等が不足する場合は厚生班の要請に基づき、衛生班において調達する。

第 12 節 死体搜索及び埋葬計画

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を搜索し、または死亡者の死体処理を行い民心の安定を図るため次の計画をたてる。

1. 死体の搜索の方法

(1) 実施責任者は町長とし関係機関の協力を得て行う。

(2) 搜索の方法

イ. 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると判断される者については、直ちに死体搜索に切り替える。

ロ. 死体の搜索は、消防団、地区住民等関係機関の協力を得て搜索に必要な舟艇、その他機械器具等を借り上げて行う。

2. 死体の処理

(1) 実施担当者は町長とし、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は救護班その他関係機関の協力を得て行う。

(2) 死体については、警察官の身分調査等を受けた後身元が判明したものについては着衣、所持金品等とともに死体をすみやかに遺族などに引渡すものとする。

(3) 身元が判明しない死体については、特定の場所に集め埋葬が行われるまでの間一時保存する。

(4) その他死体の処理については、「行旅病人および行旅死亡人取扱法」によって処理する。

第 13 節 防 疫 計 画

被災地に発生する感染症の予防を図る防疫計画は、概ね次に掲げる事項によるものとする。

1. 1 日編成可能防疫班及び防疫対象

(1) 1 日編成可能防疫班、2 班（1 班 3 名）

(2) 防疫対象 清潔法、消毒法、そ族昆虫駆除

2. 防疫業務の実施基準

(1) 清潔方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条第 2 項の規定により、知事の指示に従い災害により衛生環境が悪化し、感染症流行の端緒となるような場所を中心に実施する。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条第 2 項の規定により、知事の指示に従い実施する。実施にあたっては感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 17 条に定められているなかの薬物消毒を主体とするほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 15 条に定められているところによる。

(3) そ族昆虫等の駆除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条第 2 項の規定により、知事が定めた地域について実施する。

実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 15 条に定められているところによる。

3. 防疫実施

町が実施主体となり実施する。

4. 感染症患者等の措置

感染症については早期発見につとめるとともに患者及び保菌者が発生した場合は、直ちに隔離施設に収容する。

第 14 節 清 掃 計 画

被災地におけるごみの収集及びし尿の汲取り処分等の清掃業務を適切に行ない、環境衛生の万全を期するため、概ね次の要領によるものとする。

なお、水害により発生する廃棄物の処理については、川棚町水害廃棄物計画に基づくものとする。

1. し尿の汲取り及び処理方法

- (1) 災害発生と同時に、災害地区のし尿汲取りに全力をあげるため、車両及び人員を集中的に配置し早急に汲取りを実施する。
- (2) 収集し尿は、処理施設によって処理する。

2. 塵芥の収集及び処理方法

- (1) 災害地区の塵芥収集は応急に実施し、公営焼却場において速かに焼却処理を行う。
- (2) 収集された塵芥が焼却場の処理能力以上の場合は、適当なところで埋立又は野天焼等により処理する。

3. し尿及び塵芥処理施設

区 分	処理施設		し尿運搬車				ごみ運搬車			
	し 尿	ご み	公有		私有		公有		私有	
	浄化槽	焼却場	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
東彼地区保健福祉組合 (清掃工場)		46t 日							5	10.4t
東彼地区保健福祉組合 (し尿処理場)	77 kl 日		11	34.8t	5	9t				

運搬車両が不足する場合は、町内業者より借上げる。

第 15 節 障害物の除去計画

豪雨又は河川等の溢水、地すべり等に基因して崩土又は岩石落下による道路の閉塞等の災害に関しては、次の計画による。

- 1. 崩土による土砂、立木又は落石等により道路を閉塞する場合、予想される個所について予め集積又は捨土場所を選定しておく。
- 2. 障害物撤去に必要な車輛、重機械器具等は、予め町内業者と連絡をとり優先使用できるよう準備しておく。
- 3. 災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して関係機関と十分連携をとる。
- 4. 海上交通の障害となる物件については、海上保安部に除去を依頼する。

第 16 節 在港船舶対策計画

1. 船 舶

小型船舶は被害を受けやすいので、台風予報及び情報を周知させ対策を講ずる。

第 17 節 輸 送 計 画

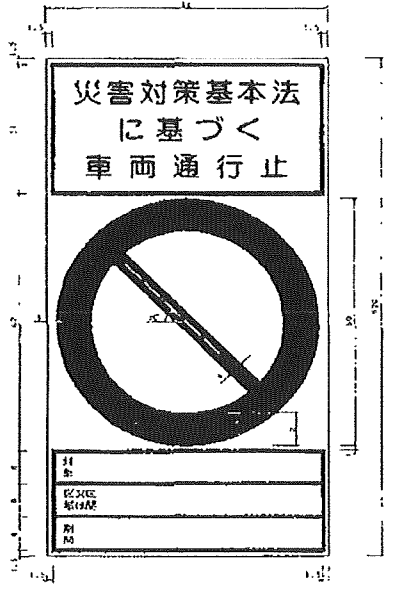
災害時における被災者の避難、応急災害対策要員の移送及び災害援助、災害応急対策に要する輸送車については、町内の公用車、営業車、並びに自家用車等も含めて有事の際はこれを有効適切に利用し、各作業に万全を期する。ただし、本町の区域内で処理できない時は、県災対本部県北地方本部を通じて県本部に応援、又はあっせんの要請をするものとする。

第18節 交通応急対策計画

本計画は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資機材の緊急輸送を行うため、交通規制等について定めるもので、「長崎県地域防災計画書」に準じるものである。

1. 県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限を行う。この場合交通規制の標示を必要な場所に設置する。ただし、緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。
2. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用者は、緊急通行車両であることの確認を受けるために、知事又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書により申請し、標章及び確認証明書の交付をうけるものとする。
3. 社会生活維持に不可欠と認められる公益上又は社会生活上特に通行させる必要がある等特別な事情がある車両のうち、規制外車両として県公安委員会に申請し、規制対象除外車両通行証明書及び除外標章の交付を受け、当該除外標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示して、かつ、当該目的のため使用する。
4. 海上において災害応急対策の遂行、あるいは航路障害等のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、海上保安部長と緊密な連携を保ち、交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行なう。

交通規制の標示



備考

- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

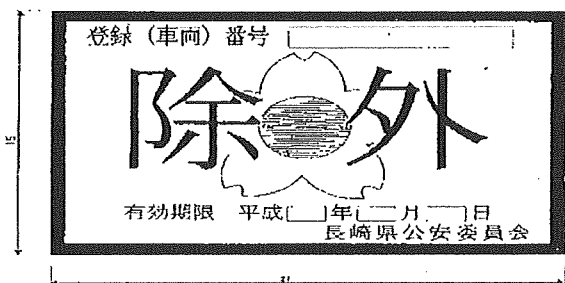
緊急通行車両標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

除外標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「除外」の文字を緑色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字が黒色、登録(車両)番号及び年月日を表示する部分が白色、地が銀色。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第19節 労務供給計画

災害時における応急的労務者の確保のため、次のとおり計画する。

1. 労務者の確保の方法

各地区総代に応急労務者動員係を委嘱し、災害時における拠出可能な労務者の数を確保する。

2. 労務者の動員

各班の班長は、災害地、その他に振り分ける所要の人員を応援予備班長に要請し、予備班長は応援係を通じ、災害地の場合は近接地区の労務者を、その他の場合は拠出可能な地区へそれぞれの地区へ動員を要請するものとする。

第20節 文教対策計画

文教対策計画は、文教施設の被災又は小中学校児童生徒の罹災により、通常の教育を行えない場合に対処するための計画とし、おおむね次に掲げる事項について検討の上作成するものとする。

- (1) 文教施設の応急復旧対策
- (2) 応急教育実施の予定場所
- (3) 応急教育の方法
- (4) 教材、学校備品等の調達及び配給の方法
- (5) 授業料の減免、就学援助の措置
- (6) 給食等の措置
- (7) 教育実施者の確保の措置
- (8) その他必要とする事項

1. 文教施設の応急復旧対策

文教施設の応急復旧については、災害対策本部の指示により行い、町教育委員会は、次の諸点について町内各学校の復旧をはかる。

- (1) 災害を受けた場合は、その学校の全教職員は校区内児童生徒の安全を確認すると共に校地、校舎の復旧をはかり、早期授業の再開に努める。
- (2) 災害を受けた学校に対する災害を受けなかった学校からの援助については、災害の程度により町教育委員会より指示する。
(援助の具体的内容については、(4)項以下(7)項まで述べる。)

2. 応急教育の実施場所

応急教育の実施予定場所は、災害の度合によって次のように定める。

- (1) 講堂を含めて校舎の50%以上が使用可能な場合は、二部授業を実施する。
- (2) 使用可能な校舎が講堂を含めて50%以下の場合は分散指導を行う。
(分散指導を行う予定場所は各地区公民館、寺院等、別に計画)

3. 応急教育の方法

- (1) 二部授業を行う場合は、教職員は平常通り勤務し、通常の教育に近い授業を実施する。
- (2) 分散指導を行う場合は、教職員の適正配置を行い、各地区の実情に即し、適切な学習指導を実施する。

※分散指導を行う場合、校長、教頭、養護教諭は各地区を巡回し、指導の適正をはかるものとする。

なお、事務職員は、町教育委員会事務局に出勤し、その事務を処理する。

4. 教材、学校備品等の調達及び配給の方法

県教育委員会並びに教科書等取次店、販売会社に緊急連絡し、早急に調達整備に努めると共に、次のことを行う。

- (1) 災害を受けた学校に残存するものを、教職員、児童生徒の作業によって使用できるようにつとめる。
- (2) 災害を受けなかった学校から、可能な範囲で応急的援助を行う。

5. 授業料の減免、就学援助の措置

災害対策本部との協議により、実態に即し適切な処置をとる。

6. 給食等の措置

学校給食実施不可能な災害を受けた場合は、復旧がなるまで給食を中止する。

7. 教育実施者の確保の措置

- (1) 災害を受け、教職員に事故があり教育実施上支障を生じた場合は、県教育委員会に緊急要望を行い、代替教員の派遣を受けるよう措置する。
- (2) 町教育委員会として、災害を受けなかった学校から可能な範囲で応援させるよう取計らう。

8. その他必要とする事項

- (1) 災害により登校することが危険又は不可能となった場合は、かねてより各学校で計画していることに従い措置する。(各学校非常災害の計画)
- (2) 登校後におきた災害の場合は、各地区ごとに地区担任教師で引率し集団下校させる。又、災害が大きく危険が予想される場合は、各地区ごとに学校にとどめておき、各地区に連絡し、地区からの引取りを待つ等、安全下校を期する。

第21節 災害応急融資計画

被災者等に対し、資金の融資の斡旋を行い、災害の復旧を図る。

1. 災害援護資金の貸付

(1) 貸付対象者

町が災害救助法の適用を受けた場合、自立更生資金を必要とする低所得世帯。

(2) 貸付の限度額

最高貸付額は350万円

2. 中、小企業等災害応急融資

被災した中小企業、農林漁業者等に対しては、それぞれ金融機関その他からの融資の斡旋を行う。

第22節 公安警備計画

警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては災害の発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

なお、警察が行なう災害時における警備態勢の確立に関する事項は、警察で定める警備要綱に基づいて実施するものとする。

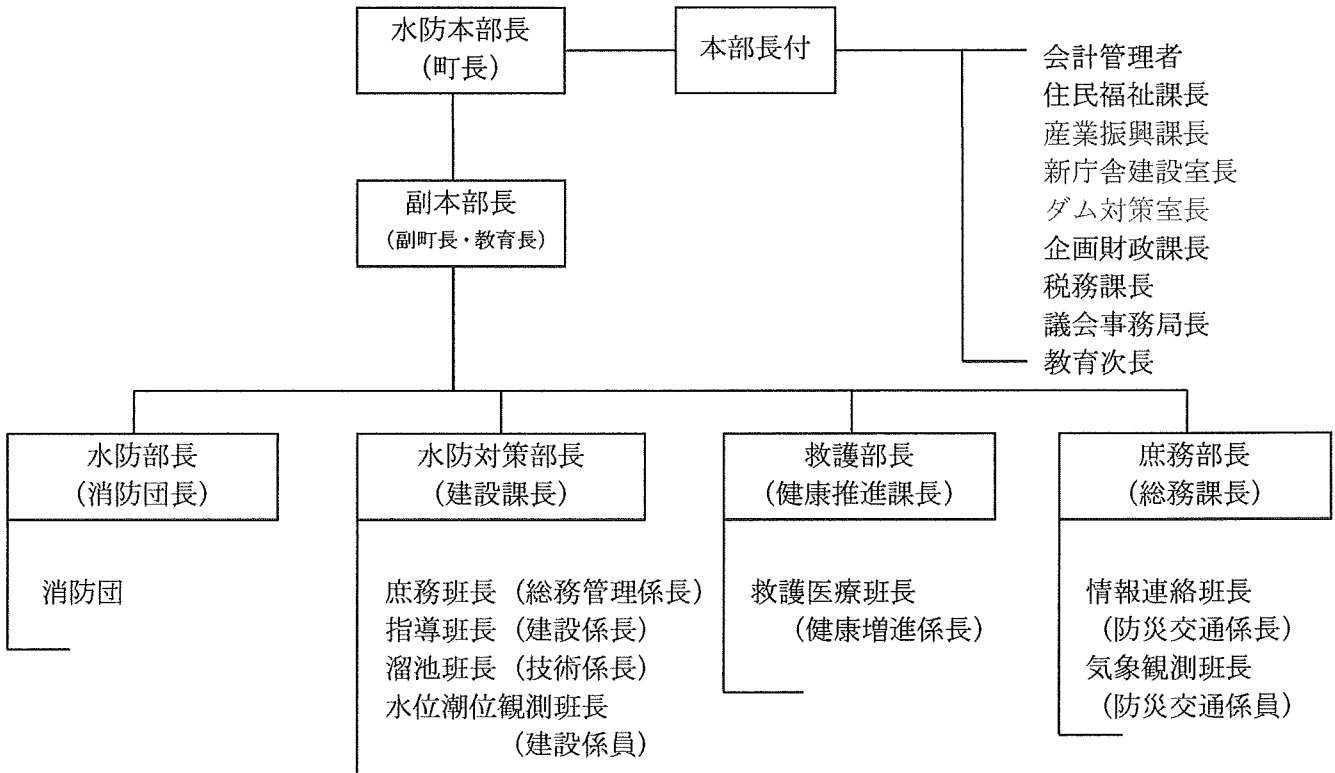
第23節 水防計画

1. 水防の責任

- (1) 町は、この水防計画に基づき行政区域内の水防を十分に果たさなければならない。
- (2) 川棚町消防団は、水防本部長の所轄のもとに水防活動を行わなければならない。
- (3) 町は、消防団の水防訓練を行わなければならない。
- (4) 溜池管理者は、当該溜池の管理に万全を期し、異常を認められたときは直ちに水防本部長に報告し、その指揮の下に防災の措置を講じなければならない。

2. 水防組織

- (1) 水防本部は気象状況により洪水または高潮のおそれがあると認めたときは次の機構により事務を処理する。



(2) 水防本部の設置及び解散

- イ. 気象台から水災に関する警報が発せられ水防対策が必要なときは、川棚町水防本部を設置する。
- ロ. 水防本部は、警報が解除され水災のおそれがなくなったとき解散する。
- ハ. 水災に関して川棚町災害対策本部が設置された場合には、水防本部は解散し、災害対策本部各班として、水防業務の遂行に努めるものとする。

3. 水防区域と水防警戒を行う河川等

(1) 水防区域

管内の河川、海岸並びに港湾についての水防区域をその区域の現状並びに洪水及び高潮が公共上におよぼす影響の程度を考慮し「重要水防区域」と「特に危険な区域」に分ける。その区域は表1（59ページ）のとおりである。

- (2) 水防警戒を行う河川及び水防警戒の要領は表2（60ページ）のとおりである。

4. 水防倉庫及び設備資材器具

(1) 水防設備

イ. 水防本部においては、庁内の資材業者等の手持資材を調査し緊急補給に備えるものとする。

ロ. 溜池管理者は、溜池の水防に必要な器具資材を備蓄しなければならない。

(2) 水防倉庫は、中組郷山道所在の上水道浄水場横の河川敷に置く。

(3) 資材等の備蓄基準

水防倉庫に次の器具資材等を備蓄しておくものとする。

種 類	単位	数量	種 類	単位	数量
土のう	枚	3,000	かま	丁	7
スギ丸太 3m	本	50	なた	〃	7
スギ丸太 2m	〃	100	ハンマー	〃	7
スギ丸太 1m	〃	20	片手ハンマー (大・小)	〃	10
鉄筋 19 1.3m	〃	600	ペンチ	〃	5
かます	枚	50	のこ	〃	3
ビニールシート	〃	30	ばん線切り	〃	3
縄	巻	10	シノー	〃	8
ビニールひも	巻	20	かき板	〃	14
鉄線 (8番・10番)	キ	20	ホゲ	個	40
スコップ	丁	20	金テコ	丁	2
掛矢	〃	7	バール	〃	1
とうが	〃	7			
ツルハシ	〃	25			
おの	〃	3			

5. 輸 送

非常の場合の輸送を確保するため水防対策部長及び消防団長並びに各分団長はあらゆる事態を想定して、あらかじめ第2輸送経路を定めておくものとする。

必要ある場合は、町内の輸送機関に待機を命じ、事態に即応できるよう態勢を整えておくものとする。

6. 予報及び警報とその措置

気象に関する予報及び警報

水防本部が気象に関する予報及び警報の通知を受けたときは直ちに広報網を通じて、関係の行政及び公共機関並びに町内一般、溜池管理者等に通知する。

7. 雨量水位及び潮位の通報

(1) 雨量の通報

役場雨量計の観測者は、正確な観測を行い敏速に水防本部に資料を通報しなければならない。

(2) 水位の通報

イ. 報告とその時期

- ①水防団待機水位及び指定潮位に達したとき
- ②水防団待機水位を越えたとき
- ③氾らん注意水位に達したとき
- ④氾らん注意水位に達した後随時
- ⑤避難判断水位に達したとき
- ⑥氾らん危険水位に達したとき
- ⑦特に指示されたとき

ロ. 報告内容

水位の報告は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を報告するものとする。

(3) 潮位の通報

水防対策本部長及び消防団第1、4、6、7分団長は、高潮の危険が予知されるときは、その変動を監視し潮位並びに最高波高を水防本部に通報するものとする。

8. 水（閘）門溜池等の操作

溜池、水門等の管理者は、気象状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うと共に緊要な事項については、水防本部と緊密な連絡をとり適切な措置を講ずるものとする。

9. 監視及び警戒

(1) 常時監視

イ. 水防対策部長及び消防団長は随時水防上必要な箇所を巡視し、危険箇所を認めたときは直ちに水防本部に報告するものとする。

ロ. 溜池管理者は、前項に準じ水防本部に報告しなければならない。

(2) 非常監視

水防対策部長及び消防団長は、出動命令発令後から水防区域及び特に危険な区域の非常監視を厳にし、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始すると共に、機を逸せず水防本部長に報告するものとする。

(3) 警戒区域の設定等

消防団長、消防団員又は消防本部員は、水防上緊急の必要ある場所について警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入を禁止し若しくは制限し、又は立ち退きを命ずることができる。

10. 水防非常配備と出動

(1) 水防本部員の非常配備

気象状況等により水防の必要が予想されるときは、本部員として直ちに次の要領で常時勤務から非常配備に切りかえる。

イ. 水防非常配備の種類及び配備時期

水防非常配備の種類を次の三種とする。

①第1非常配備（水防団待機水位に達したとき）

気象状況等により危険が予想されるときは、情報の收拾及び連絡活動に必要な人員を配備につかせる。

②第2非常配備（氾らん注意水位に達したとき）

水防事態発生が予想されるに至った場合、所属人員の半数を配備につかせる。

③第3非常配備（避難判断水位に達したとき）

事態が緊迫して水防態勢に入る必要を認められた場合は、所属人員全員を配備につかせる。なお、この非常配備態勢は事態に応じて発令されるもので順を追って発令されるとは限らない。

ロ. 注意事項

①水防本部員は常に気象状況に注意し、水防配備態勢の発令されたときは、退庁後も自発的に出動しなければならない。

②第1非常配備態勢発令後はできる限り不急の外出を避け待機しなければならない。

(2) 消防団の非常配備と出動

イ. 消防団の非常配備は次による。

①第1非常配備

各分団詰所又は指定箇所に於て待機し事態の変化に即応できる態勢をとる。

②第2非常配備

団員の半数は重要水防区域及び危険な区域の警戒に当たり、残りの団員は状況の変化に備えて各詰所又は指定された箇所に待機する。

③第3非常配備

全員重要水防区域及び特に危険な区域の警戒に当たる。

ロ. 出 動

本部員及び消防団を非常配備に出動させる時期は次のとおりとする。

①本部員 第2非常配備

消防団 第1非常配備

- ・河川及び溜池の水位が通報水位に達し、なお、増水するおそれがあるとき。
- ・気象状況により、高波・高潮の危険が予知されるとき。

②本部員 第3非常配備

消防団 第2非常配備

- ・河川又は溜池の水位が警戒水位に達したとき。
- ・高波・高潮により海岸の危険が高まったとき。

③消防団 第3非常配備

- ・河川又は溜池の水位が危険水位に達したとき。
- ・高波・高潮により海岸が危険に瀕したとき。

1 1. 水防作業

洪水時に於いて堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大るとき、又はその前後である。しかし、がけ崩れ等は通常減水時に生ずる場合が多い、洪水が最大期を過ぎても完全に流過するまで警戒に当たらなければならない。

堤防等に異常が発生したときは直ちに異常の種類に適応した水防工法を実施しなければならない。

(1) 異常と適応工法

イ. 漏水

堤防の宅地に漏水が見られるときは、漏水口にむしろ張りをし、漏水口が増大する場合は、漏水箇所の減圧するため「月の輪工」により漏水拡大を防止する。

ロ. 川側の堤防斜面の崩れ

川側の堤防斜面の洗堀による崩れが見られるときは、川側に「木流し工」で堤防斜面の洗堀拡大を防止する。

ハ. 堤防の亀裂

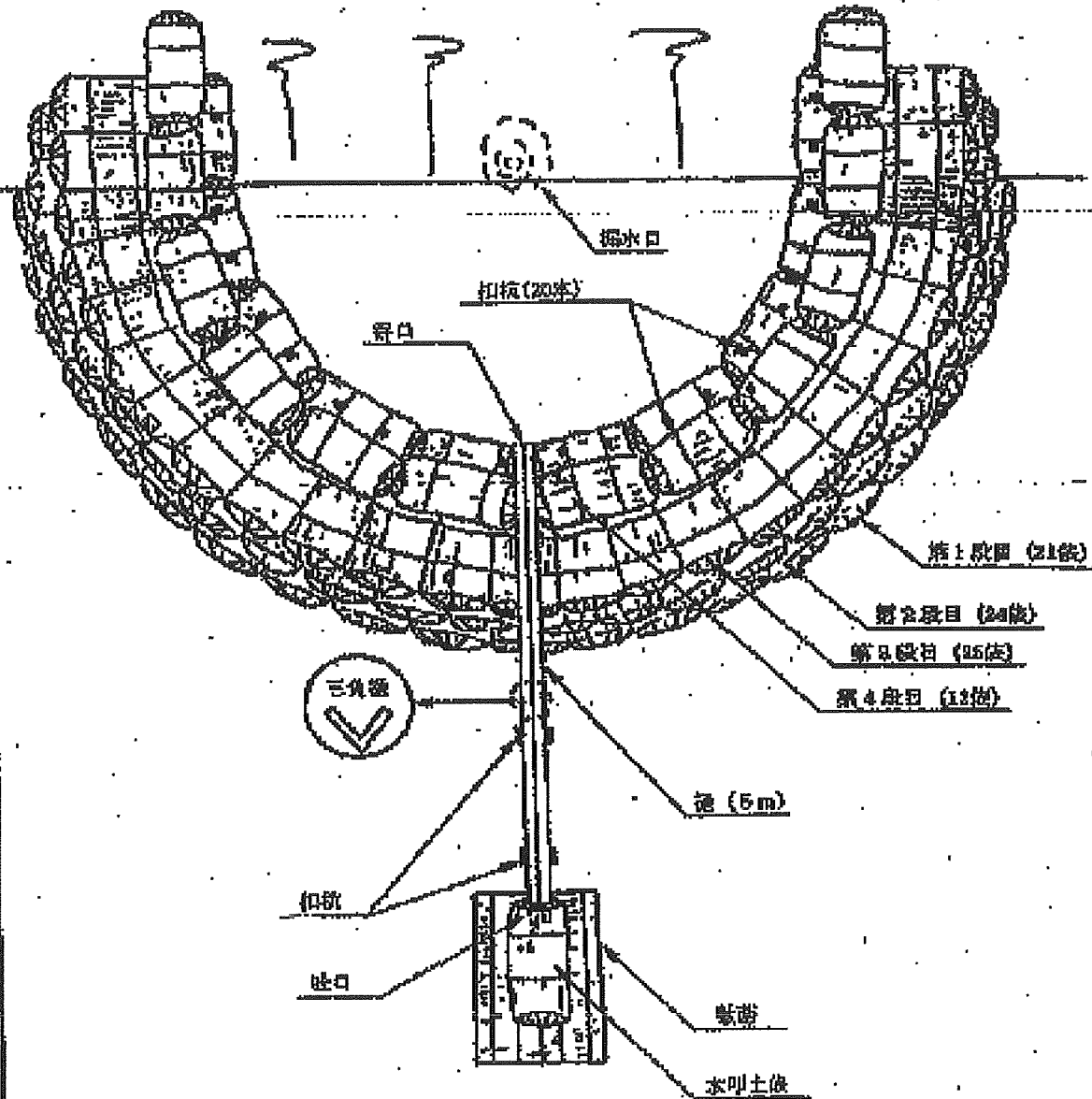
土堤防の天端及び堤防住宅側に亀裂が見られるときは、「五徳縫い工」で亀裂拡大を防止する。

ニ. 溢水

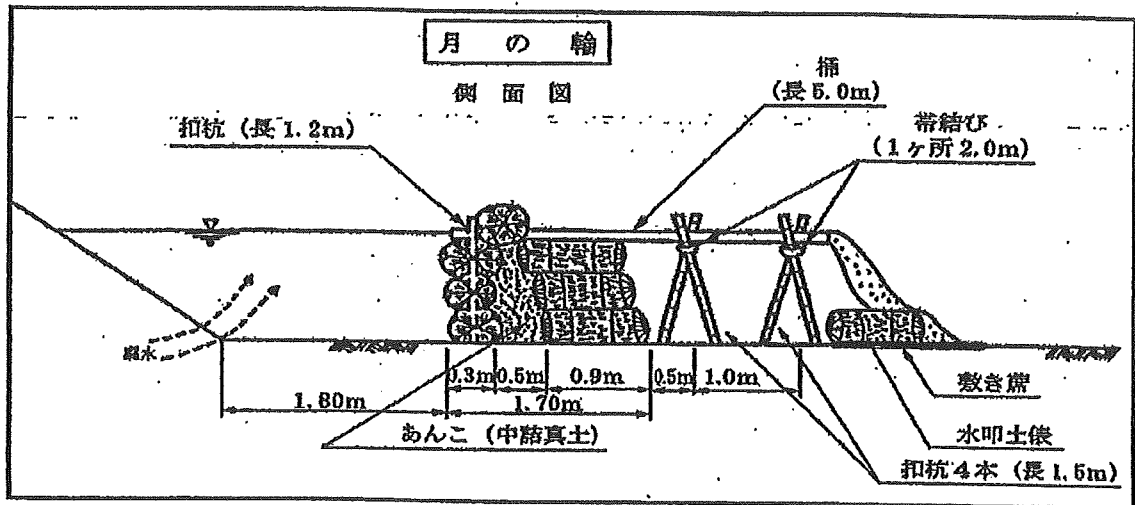
堤防からの水が溢れることが想定されるときは、「積土のう工」で水の溢れを防止する。

○月の輪工(図II)

平面図(完成)



裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする
 ○月の輪工(図 I)



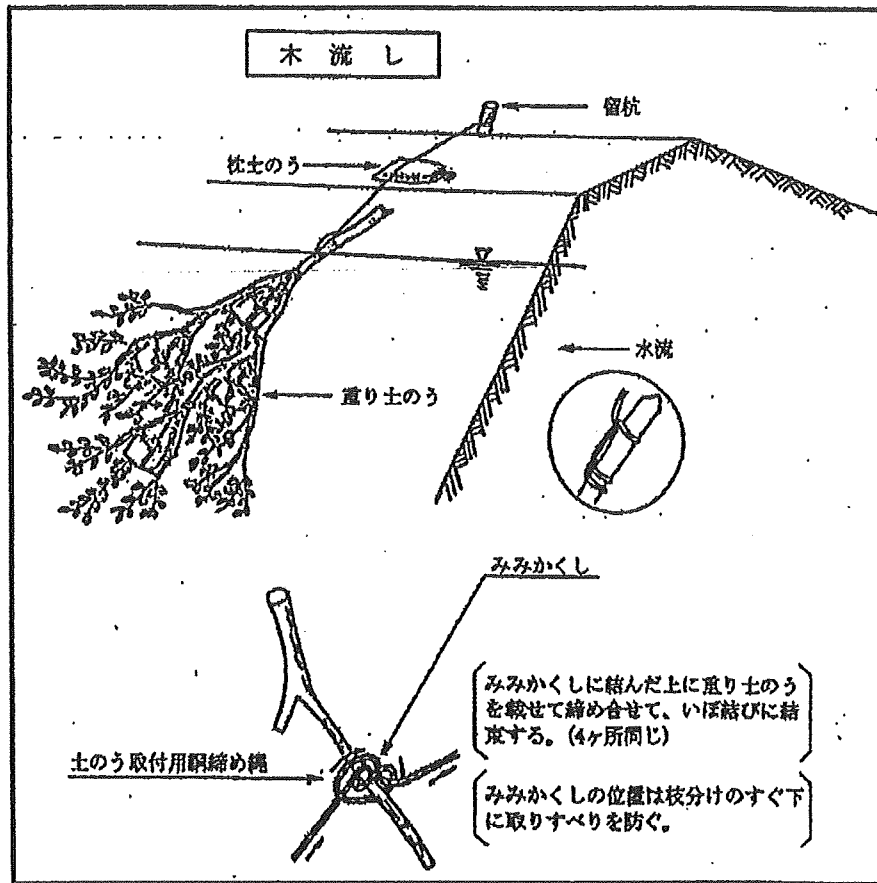
目的：川裏の漏水を堰き上げて滲透水の圧力を弱める。
 拵え方：漏水口の周囲法先に土俵を半月状（半径 1.8m）に積上げ、この中に漏水を溜ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするとときは留杭又は櫛杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。

月の輪敷量表（土のう使用）（1ヶ所当り＝半径 1.5m）

人員	資 材				器 具			備 考
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
25 人	土 の う		袋	350	掛 矢 丁		2	水もれ防止用
	鋼 杭	長 1.2m × φ 15m/m	本	40	スコップ	#	8	
	ビニール蓆	1.8 × 0.9m	枚	1	モッコ	組	4	
	木 杭	長 1.8m 末口 6cm	本	4				
	2 子 縄	2 m	#	2				
	塩化ビニールパイプ	長 5.0m φ 10~15cm	#	1				
	ビニールシート	5 × 5 m	枚	1				
	土 砂		m ³	4				

流水をゆるやかにし、川表が崩れるのを防ぐ

○木流し工



目的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても被欠けの防止に使われる。

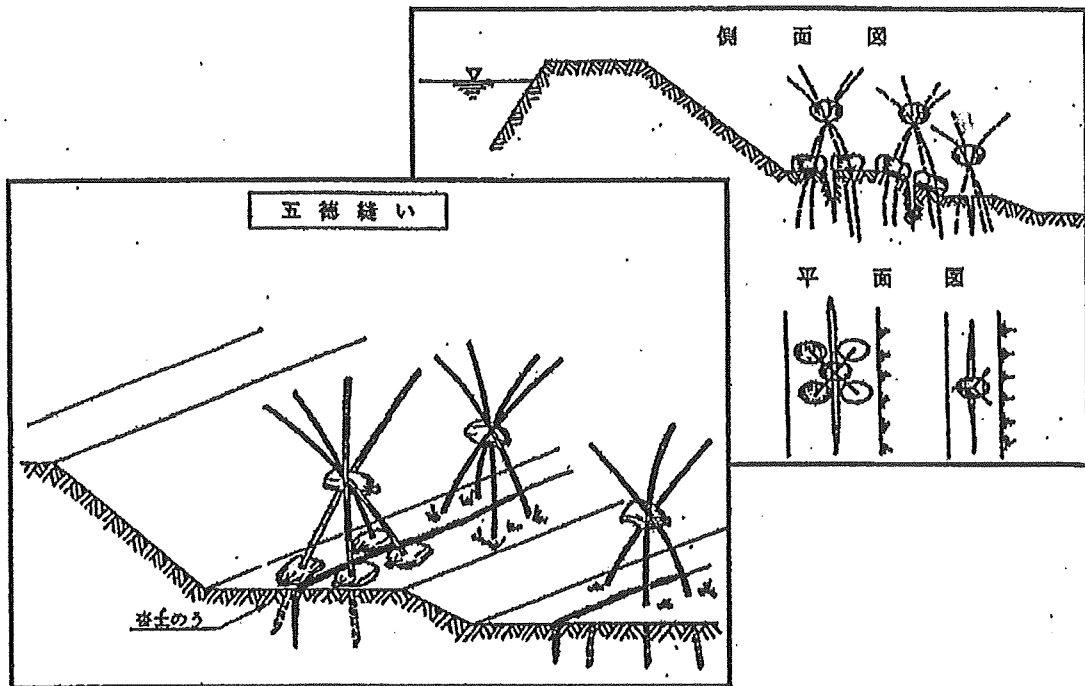
採え方：枝葉の繁茂した樹木（又は竹）根本から切り、枝に重り土のう（又は石俵）を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。

木流し数量表（1組当り1本）

人員	資 材				器 具			備 考
	名 称	形状寸法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	雑 木	長 約 5.5m 末口 9cm	本	1	掛 矢 丁		1	天ば幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9cm	本	1	パンチ		1	
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二子縄 (おんじ)	長 6.5m (2ツ折)	本	4				
	三子縄 (吊縄)	長 14.5m (2ツ折)	本	4				
	鉄 線	10# 亜鉛鍍	m	20				

竹の弾力性を利用してき裂の拡大を防ぐ

○五徳縫い工



目的：川裏き裂、崩壊の拡大防止。

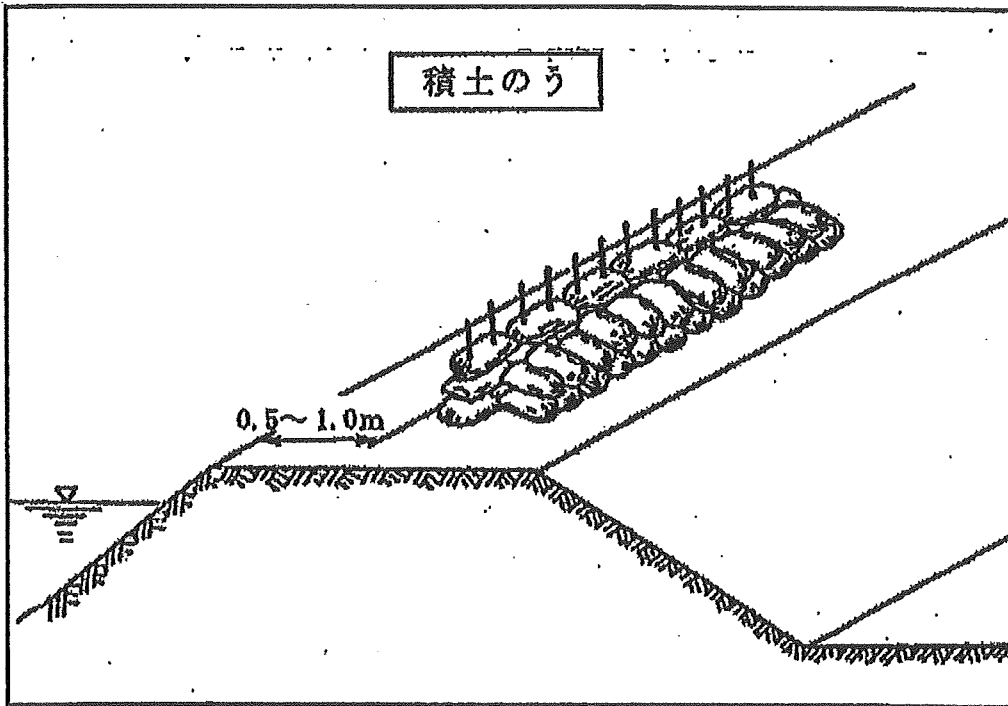
拵え方：き裂をはさんで竹3本～4本を以て各辺1m位の三脚形又は四脚形に深く突差し、地上1.2m～1.5mくらいの所で一つに縄で結び、その上におもり土のうを載せる。もし、き裂の部分に根柢がない時、又は堤体が軟弱である場合には土のうを用いるこの工法は法面に行くよりは法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。

五徳縫い数量表（1組1本立当り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	竹	目通り周 18cm 末 延	本	3				3本建の場合
	土のう	ひも付き	袋	4				
	二子縄	16.5 m	本	1				
	竹	目通り周 18cm 末 延	本	4				4本建の場合
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二子縄	18.0 m	本	1				

堤防天端に土のうを積み越水を防ぐ

○積み土のう工



目的：越水防止。

拵え方：表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.5m～1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にいま継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、充分に踏み固める。

積み土のう数量表（1組当り）10m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20人	土のう		袋	140	掛 矢 丁		2	前3段、後2段
	鋼 杭	長 1.2 m φ 16mm	本	40	スコップ	リ	4	1袋当り2本使用
	土 砂		m ³	2	モッコ	組	3	

1 2. 水防訓練と身分証票

(1) 水防訓練

水防作業の正確迅速かつ規律を保つため次の標識を定める。

イ. 水防要員の標識

左腕に腕章を付ける。

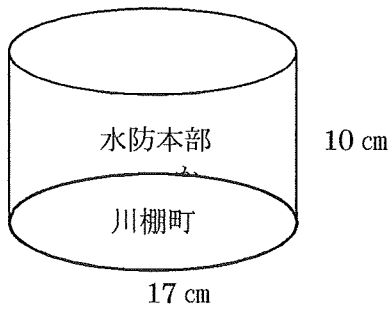
ロ. 緊急者優先通行標識

緊急水防用として使用する車は次の標識を掲げる。

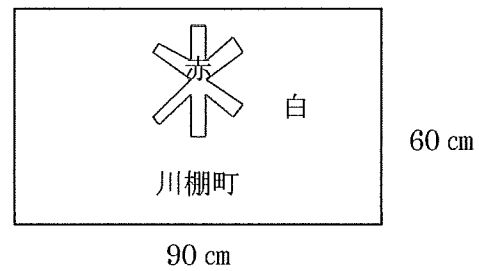
ハ. 消防団各分団詰所の標識

ロと同じ標識を掲げる。

腕章



標旗



(2) 身分証票

水防法第36条第2項による本職員の身分証票は次のとおりである。

表

第 号	水 防 公 務 証
身 分	(職名)
	氏名
	生年月日
	川棚町 印

8.5 cm

裏

心 得
1. 本人以外の者の使用を禁ず。
2. 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
3. 本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還すること
4. 本証は水防法第36条第2項による立入証である。

8.5 cm

1 3. 壊れ等の通報並びに壊れた後の処理

(1) 堤防その他が壊れたときは消防団各分団長並びに溜池管理者は直ちにその旨を消防団長並びに水防本部に通報し、水防本部長又は消防団長は直ちに関係者に通報しなければならない。

(2) 堤防その他の施設が壊れた後も各分団長並びに溜池管理者は、水防本部長又は消防団長の指示に従いできるかぎり氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

1 4. 避難のための立退き

水防本部長は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、必要と認める区域の居住者に対し避難のための立退きを指示する。

この場合は川棚警察署長にその旨を通知しなければならない。

1 5. 水位情報周知河川に関する避難計画

この計画は、水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため定めるものとする。

(1) 避難の基本方針

イ. 浸水想定区域内の居住者は、収容避難場所の非浸水階層に避難する。

ロ. 収容避難場所へ避難できない者は、付近の 2 階建て以上の堅牢な建物（非木造）の 2 階以上へ避難する。（ただし、2 階まで浸水する場合は、非浸水階に避難。）

(2) 避難勧告基準

イ. 川棚川

第 5 節避難計画 5 によるものとする。

(3) 避難勧告対象区域

避難勧告対象区域は、河川管理者が指定・公表している「川棚川浸水想定区域図」を基本とする。

(4) 洪水予報、避難勧告等の伝達

水防法第 15 条第 1 項第 1 に基づき伝達する、避難勧告等の伝達は以下に定めるとおりとし、関係住民及び災害時要援護者施設に周知徹底させる。

イ. 水防信号（サイレン）、防災無線等による伝達

ロ. 警察、消防車、広報車等による伝達

ハ. 個別訪問、電話連絡等による伝達

(5) 避難場所

避難予定場所、収容人員等を概ね次のとおりとする。

避難場所	所在地	電 話	収容可能人員	給食施設有無	施設管理者
石木小学校	石木郷	26-6240	200	無	校長
川棚小学校	中組郷	26-6220	200	〃	〃
川棚中学校	中組郷	82-2054	400	〃	〃
総合文化センター	〃	82-2064	1,000	有	教育長
長崎県央農協川棚支店	下組郷	82-3101	600	〃	支店長
勤労者体育センター	〃	82-5048	700	無	教育長
いきがいセンター	〃	82-2121	300	有	社会福祉協議会事務局長
中山郷公民館	中山郷	82-3283	100	無	総代
五反田郷公民館	五反田郷	82-4919	60	〃	〃
上組郷公民館	上組郷	—	70	〃	〃
東部地区コミュニティセンター	石木郷	83-3500	70	〃	東部地域振興協議会長
石木公民館	石木郷	—	90	〃	総代
岩立公民館	岩立	82-5126	40	〃	〃
中組郷公民館	中組郷	82-4214	50	〃	〃
下組郷公民館	下組郷	82-2102	100	〃	〃
上百津公民館	上百津	83-2831	40	〃	〃
城山公民館	城山	82-2148	110	〃	〃
下百津公民館	下百津	—	40	〃	〃

(6) 災害時要援護者の名称及び所在地
川棚川浸水想定区域内の福祉施設等

施設名称	所在地	電話
みのりこども園	上組郷	82-5111
みつばこども園	下組郷	82-3637
デイサービスセンターだんらん	下組郷	20-6825
グループホームかわたな	下組郷	20-6858

16. 水防信号

水 防 信 号

	警鐘信号	サイレン信号				
第 1 信号	○休止○休止○休止	約 5 秒 ○—	約 15 秒 休 止	約 5 秒 ○—	約 15 秒 休 止	約 5 秒 ○—
第 2 信号	○○○ ○○○ ○○○	約 5 秒 ○—	約 6 秒 休 止	約 5 秒 ○—	約 6 秒 休 止	約 5 秒 ○—
第 3 信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約 10 秒 ○—	約 5 秒 休 止	約 10 秒 ○—	約 5 秒 休 止	約 10 秒 ○—
第 4 信号	乱 打	約 1 分 ○—	約 5 秒 休 止	約 1 分 ○—		

- 備考
- ①第 1 信号は避難判断水位に達したとき
 - ②第 2 信号は消防団に出動を知らせるとき
 - ③第 3 信号は町内居住者に出動を求めるとき
 - ④第 4 信号は危険区域居住者に避難立退きを知らせるとき
 - ⑤警鐘信号とサイレン信号の併用は可能である。
 - ⑥危険が去ったときは口頭伝達により周知させる。

17. 水防解除

水防本部長は、水位が水防団待機水位以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、水防態勢を解除し、その旨一般に周知するものとする。

18. 水防訓練

水防作業は暴風雨の最中しかも夜間に行うことが多いので次の要領に基づいて7月末日までに充分訓練を行うものとする。

(1) 訓練項目

- イ. 観 測
- ロ. 通 報
- ハ. 動 員
- ニ. 輸 送
- ホ. 工 法
- ヘ. 樋門等の開閉操作
- ト. 避 難

表1

水防区域一覧表

河川 また 海岸		重要水防区域		特に危険な区域				
		区域	延長	区域	延長	予想される事 態	対策水防 工 法	予想される 被害状況 A 家屋 B 耕地 C 道路 D 鉄道
川 棚 川	右岸	中山郷字荒瀬 から海	5,000	宿、平島	1,100	溢水 決壊	積土のう工	A 500戸 C 5,000m D 200m
	左岸	五反田郷字梅 ノ高野から海	5,000	下百津、栄町	1,100			
成字津都 市下水路	右岸	百津郷字岩崎 から海	550	数石	550	溢水	積土のう工	A 100戸 B 1.5㍍ C 600m
	左岸	百津郷字数石 から海	550	数石	550			
野 口 川	右岸	中組郷字下高 野川内から川 棚川合流	500	川棚川合流点 から 500m	500	溢水	積土のう工	A 170戸 B 0㍍ C 800m
	左岸	中組郷字下高 野川内から川 棚川合流	500	〃	500			
石 木 川	右岸	木場郷字桜之 迫道下から川 棚川合流	4,505	川棚川合流点 上流	350	溢水	積土のう工	A 18戸 B 1.5㍍ C 500m
	左岸	木場郷字下中 川原から川棚 川合流	4,505	〃	350			
猪 乗 川	右岸	猪乗川内郷字 吉川道下から 川棚川合流	3,430	〃	600	溢水	積土のう工	A 18戸 B 65㍍ C 250m
	左岸	猪乗川内郷字 上高平から川 棚川合流						
新谷海岸		新谷郷字飯盛 谷～字芦ヶ浦	260	新谷郷字飯盛 谷～字芦ヶ浦	260	溢水	積土のう工	A 50戸 B 5㍍ C 300m
三越海岸		三越郷字片島 ～字山ノ上	220	三越郷字片島 ～字山ノ上	220	溢水	積土のう工	A 29戸 B 0.7㍍ C 1,140m
川 棚 港		平島	1,422	平島	1,422	決壊 浸水	積土のう工	A 437戸 C 206m

川 棚 港		百津	2,315	百津	2,315	決壊 浸水	積土のう工	A 116戸 C 610m
川 棚 港		小音琴	300	小音琴	300	浸水	積土のう工	A 21戸 B 5戸 C 300m

表2-1

警 戒 を 必 要 と す る 溜 池

名 称	所 持 地	かんがい 面積 ㊦	溜 池 規 模			築堤後の 経過年数	管 理 者 名	摘 要
			堤 高 m	堤 長 m	貯水量 t			
奥ノ川内	川棚町 野 口	12	16.3	85	152,000	100	池野富士春	
長 堤	〃 西小串	12	7.9	69.3	30,000	200	堀田 一徳	
丸 堤	〃 西小串	3	6.9	65	15,500	200	一瀬 薫	
新 谷	〃 新 谷	4	5.7	67	15,000	200	川崎 隆寿	
二 又	〃 中 山	6	5.5	65	3,700	不明	北村 昭彦	
本 谷	〃 猪 乗	4	3.5	24	5,900	不明	山下 祐義	

表2-2

河 川 水 位 一 覧 表

河川名	量水標 の名称	位 置	水 位 m					観測水位の通報責任者		
			平常	水防団 待 機	氾らん 注 意	避 難 判 断	氾らん 危 険	住 所	担 当	通 報 連 絡 先
川棚川	倉本橋	石木郷 河口~2,400m	0.3	2.7	3.2		4.5	川棚町 中組郷	建設課 建設係	82-3131
〃	山道橋	中組郷 河口~2,000m	0.1	1.6	2.0	3.8	4.5	〃	〃	〃
〃	江川橋	宿 河口~500m	0.5	2.1	2.6		3.6	〃	〃	〃

※「長崎県河川砂防情報システム」により、下記アドレスで山道橋の水位情報を提供。

①インターネットアドレス <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>

②携帯電話 ニュー→メニュー→九州・沖縄メニュー→タウン情報→モバイル長崎→ナックス

表2-3

溜池水位一覧表

名 称	水 位 m					観測水位の通報責任者		
	平常時水位	通報水位	警戒水位	危険水位	限界水位	住 所	担 当	通報連絡先
奥ノ川内	+0.00 (常時満水位 F.W.L177.00)	+0.80 (設計洪水位 H.W.L177.80)	+1.20 (EL178.20)	+2.00 (EL179.00)	+2.50 (EL179.50)	川 棚 町 中組郷	産業振興課 技術係	82-3131

第 24 節 消防計画

消防計画は、火災その他の災害等を警戒及び鎮圧し、住民の生命身体及び財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

1. 本町消防団の編成は次のとおりとする。

区分 分団	団員数 (定数)	ポンプ数			積載車	各分団詰所の位置
		自動車 ポンプ	可搬動力 ポンプ	計		
本部	22					中組
第1分団	44	1		1		下百津
第2分団	43	1	2	3	2	石木・川原・木場
第3分団	41		2	2	2	中山・猪乗
第4分団	32	1		1		平島1丁目
第5分団	35	1		1		中組
第6分団	35	1	1	2	1	東白石・三越
第7分団	38	1	1	2	1	東小串・惣津
計	290	6	6	12	6	

2. 消防活動に係る対策

(1) 消防活動拠点の整備

消防活動の中核となる消防詰所の整備を図る。

(2) 消防活動態勢の整備強化

消防機動力の整備、装備資器材等の充実を図り、地域の特性に応じた消防力を整備増強するとともに他の防災機関との連携を強化し活動体制の充実を図る。

(3) 消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るほか消防活動に有効な消防水利を整備するとともに他用途水源の活用など多角的な消防水利の確保を図る。

3. 出動計画

(1) 消防団員の出動は、原則としてサイレンの吹鳴によって行う。

(2) 火災が軽微であって団長が全団員を呼集する必要がないと認めるときは、特定の分団を出動させないことができる。

第 25 節 自衛隊派遣要請計画

自衛隊の派遣要請は、災害に際して人命又は財産の保護のため現有能力では措置することができないと認められる場合に、自衛隊法第 83 条の規定によって町長が派遣を要請するもので、その基準は概ね次のとおりとする。

1. 災害派遣要請基準

(1) 災害のため初期の人命救助及び財産の保護並びに関連応急復旧に際し、町の総力をもってしても措置することができないと認めた場合に自衛隊の派遣を要請するものとする。

(2) 自衛隊の派遣については、原則として陸上自衛隊第 1 6 普通科連隊とするが災害の規模、種類によって海上自衛隊大村航空隊等の派遣を要請することができる。

2. 災害派遣要請要領

(1) 自衛隊の災害派遣要請は、町長により県知事に派遣要請を申し出、県知事は文書をもって陸上自衛隊第 1 6 普通科連隊長へ要請することが原則とされているが、緊急を要する場合は、直接自衛隊へ要請し、正式の手続きは事後行うことができる。

(2) 要請にあつては、次の事項を明確にしなければならない。

- イ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ロ 派遣を必要とする期間
- ハ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- ニ 派遣を希望する区域及び活動の内容
- ホ その他参考となる事項
 - ① 宿泊施設の有無及び場所
 - ② 設営場所の有無
 - ③ 経路、特に橋梁及び道路の決壊状況
 - ④ 救援のため必要な諸資材の有無、取得の難易
 - ⑤ 駐車適地の有無等

3. 派遣部隊の活動内容

- (1) 自衛隊の活動は、初期の人命救助及び財産の保護を第1義的に行う。
- (2) 自衛隊は緊急度の高い災害等の最小限の応急復旧を行うのが任務であり、一般的な復旧工事は原則として行わない。
- (3) 自衛隊の活動は、公共的な施設等を対象とし、個人的な整理、復旧作業は行わない。
- (4) 災害地における自衛隊活動の内容に関する各種協議は、町長が指示する者と、自衛隊派遣指揮官との間で協議するものとする。

第26節 応援協力計画

本計画は、火災その他の災害時における地方公共団体が協定に基づく災害応急対策活動の万全を期するため、予め締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請する。

(1) 災害対策基本法に基づく相互応援協定

- | | | |
|-----|---|---|
| 川棚町 | { | <ul style="list-style-type: none">・ 嬉野市、波佐見町、東彼杵町（平成23年8月18日締結）・ 長崎県県北区域（平成8年7月22日締結、平成23年7月1日改定）
佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町
長崎県県北振興局・ 茨城県那珂郡東海村（平成24年3月2日締結）・ 国土交通省九州地方整備局長（平成23年12月22日締結）・ 川棚町建設業協同組合（平成25年4月1日） |
|-----|---|---|

(2) 消防組織法に基づく消防相互応援協定

- | | | |
|-----|---|--|
| 川棚町 | { | <ul style="list-style-type: none">・ 嬉野市（平成23年8月23日締結）・ 佐世保市、大村市、東彼杵町、波佐見町（昭和41年8月17日締結） |
|-----|---|--|

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害を防止するため必要な施設又は改良を行う等将来の災害に備える事業の対策についての計画である。

災害復旧計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討して作成する。

第1節 公共土木施設災害復旧計画

1. 河川公共土木施設災害復旧計画

洪水はん濫のため河川護岸の決かい溢流、あるいは堤防の破堤等の被害を受け、附近の住家、耕地その他に災害を被った場合は遅滞なく、災害を最小限度に止めるよう応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧作業については次の計画による。

(1) 県管理の河川については、被害の概要を速やかに県北振興局へ報告し、早期復旧方を要請する。なお、県管理の河川は次のとおりである。

- ・川棚川全域
- ・石木川（桜迫橋より下流）
- ・猪乗川（山口橋より下流）

(2) 被害の程度により緊急の度合いに応じて県を通じて中央へ緊急査定、あるいは本査定を要請する。

(3) 被害の原因を速やかに調査し、査定のため調査、測量設計を応急に実施する。

(4) 復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にし、再災害が起こらないように改良復旧の可否を検討し、護岸、堤防の強化補強、あるいは堤防の嵩上げ、河床のしゅんせつ、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大流速抑制のため諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等あらゆる点について配慮して、被災箇所のみ捉われず前後の一連の関係を考慮に入れ関連工事、又は助成工事等により極力改良的復旧が出来るよう計画する。

(5) 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう事業費割当の促進をはかる。

(6) 査定外の災害で将来再び出水等の際被害を拡大する因をなすものについては町単独災害として復旧する。

2. 海岸公共土木施設災害復旧

港湾公共土木施設災害復旧

漁港公共土木施設災害復旧

台風あるいは、高潮等により海岸堤防や護岸が決壊し、又は浸食により、内陸部の公共施設、特に道路、鉄道、公共施設又は住家、耕地等に甚大な被害を受けた場合は遅滞なく、被害を最小限に止めるよう、応急対策を講ずるが、その後の全面的復旧に当たっては、以下述べる手続や段階を経て復旧する。

(1) 被害の状況程度、緊急度合に応じて県を通じて中央へ緊急査定あるいは本査定を要請する。

(2) 被災原因を詳かにし査定に必要な測量、設計を直ちに実施する。

(3) 設計に当たっては、再災害の防止改良、関連工事等を配慮の上実施する。

(4) 査定完了後は緊急により重点的に復旧に当たり、極力現年度に多く完了するように努力する。

(5) 査定外の災害は、町単独事業として実施する。

(6) 県管理の施設については、被災概要を県へ報告し、後期復旧を要請する。

3. 砂防設備復旧計画

砂防設備の災害はその全部を県が施行することになっているので災害発生直後直ちに、被災の概要を県へ報告し、早期復旧方を要請する。

4. 道路公共土木施設復旧計画

道路橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、法律第118号「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」に基づき主管省の査定を受け、その緊急度に応じて3ヶ年に復旧する様計画をたてることになっているが、国庫補助採択基準未満の小災害は町単独により復旧する。

第2節 農林水産業施設災害復旧計画

災害復旧事業の実施に当たっては、第1節「公共土木施設災害復旧計画」に準じて実施するものとする。

第3節 都市災害復旧計画

都市施設災害復旧事業については、都市区域における街路公園等の災害又は市街地の土砂堆積等は一般住民とも密接な関係があるので早期復旧を図る。復旧にあたっては都市環境の整備と美観を考慮して実施する。

第4節 公営住宅災害復旧計画

公営住宅の災害復旧については、住民生活の安定のため迅速適切な復旧を図る。

第5節 災害復旧資金融資計画

災害による被災者、中央企業及び農林漁業者等に対し、国及び県において、これらの者の復旧に対する金融対策として下記のとおり貸付あるいは融資等の救済の方法が講じられることになっているのでこれを利用し災害の応急復旧を図る。

1. 災害援護資金

- (1) 貸付対象者 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯の世帯主
- (2) 最高貸付額 350万円 10年償還

2. 中央企業災害応急融資

- (1) 国民金融公庫
- (2) 中央企業金融公庫
- (3) 商工組合中央金庫
- (4) 信用保証

3. 農林漁業者等に対する資金融資

「天災による被害農林漁業者等に対する資金融資に関する暫定措置法」に基づき、当該災害として政令により天災融資法の適用を受けた場合、農林漁業の経営に必要な資金の融資の融通を行うこととなるが、政令公布後、資金の貸付実行までには、相当期間を要するので、この間応急対策として当該災害の規模に応じ、県において「つなぎ資金」の措置を講ずるものとされている。

第6節 上水道災害復旧計画

災害発生後断水区域には、直ちに応急給水を行う一方、被害箇所 の 測量設計を行い復旧工事に着手する。復旧方法については、第3章第8節(5)による。

第7節 下水道災害復旧計画

下水道の災害復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので早期に復旧を図るものとする。